

令和元年度
国有林における木材供給手法にかかる調査業務

報告書

令和2年3月
林野庁

目次

1. はじめに.....	1
2. 検討委員会の設置.....	3
3. 民間事業者へのヒアリングの実施.....	10
4. 樹木採取権制度ガイドライン(案)の作成.....	17
5. 樹木採取権実施契約書のひな形(案)の作成.....	20
6. 審査基準等(案)に関する論点整理及び内容の検討.....	22
7. 権利設定料及び損失補償に関する論点整理及び内容の検討.....	24
8. 訴訟リスクと判例について.....	27
【添付資料】	
別紙1.....	31
別紙2.....	47
別紙3.....	181
別紙4.....	313
別紙5.....	348
別紙6.....	357
別紙7.....	363

【添付資料一覧】

別紙1 : 検討委員会議事録

別紙2 : 樹木採取権制度ガイドライン(案)

別紙3 : 樹木採取権運用協定書ひな形(案)

別紙4 : 樹木採取権実施契約書ひな形(案)

別紙5 : 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等(案)

別紙6 : 印紙税額の考え方について

別紙7 : 損失補償の考え方について(素案)

1. はじめに

(1) 本業務の背景

我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えている。この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資源を継承・発展させることが、これからの森林・林業施策の主要課題となる。

こうした課題に対応するため、森林経営管理法(平成 30 年法律第 35 号)が制定され、経営管理が不十分な民有林について、市町村が仲介役となって、その経営管理を都道府県が公募・公表する民間事業者を集積・集約化する森林経営管理制度が平成 31 年4月からスタートした。この制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となり、そのためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効と考えられる。また、森林資源が充実する中で、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う非住宅建築物の木造化・木質化等、新たな木材需要の開拓に資する取組を促進していく必要がある。

このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、現行の入札による方法に加え、国有林野の一定区域を「樹木採取区」として指定し、当該区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域産業の振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」を創設する国有林野の管理経営に関する法律(昭和 26 年法律第 246 号)の一部改正が行われた。

これにより、令和 2 年 4 月 1 日から「樹木採取権制度」がスタートすることとなった。

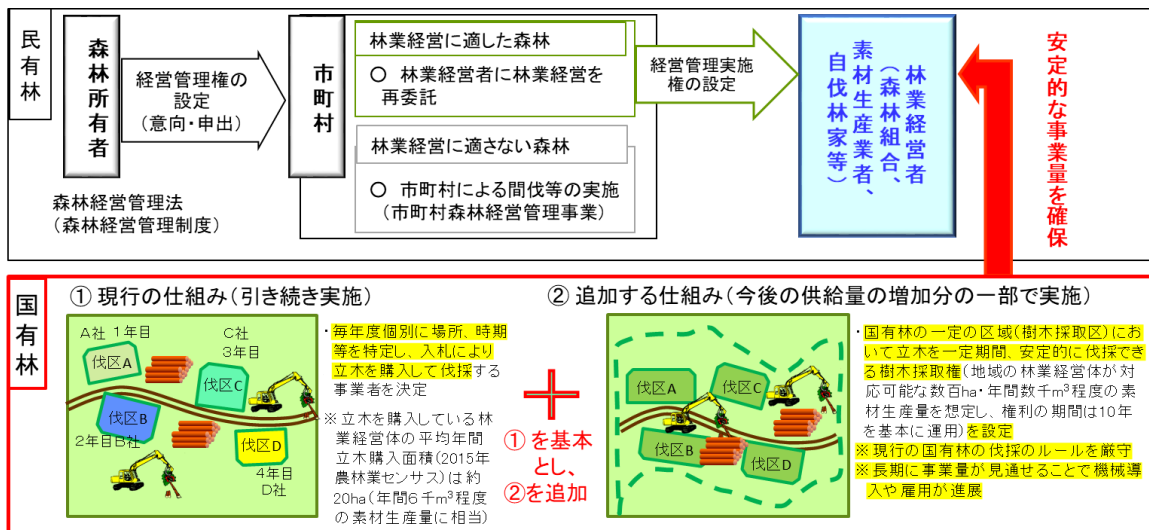


図1：森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組

(2) 本業務の目的

本業務は、樹木採取権制度の運用に向けて、

- ① 運用の考え方及び当該制度に係る手続について解説するガイドライン

② 国と樹木採取権を設定する事業者の間で締結する契約の内容

③ 公募における事業者選定の基準等

を整備しておく必要があることから、これらに必要な各種調査を行い、ガイドラインの案等を作成することを目的としたものである。本事業の目的となるガイドライン(案)等の樹木採取権制度における位置づけを図2に示す。

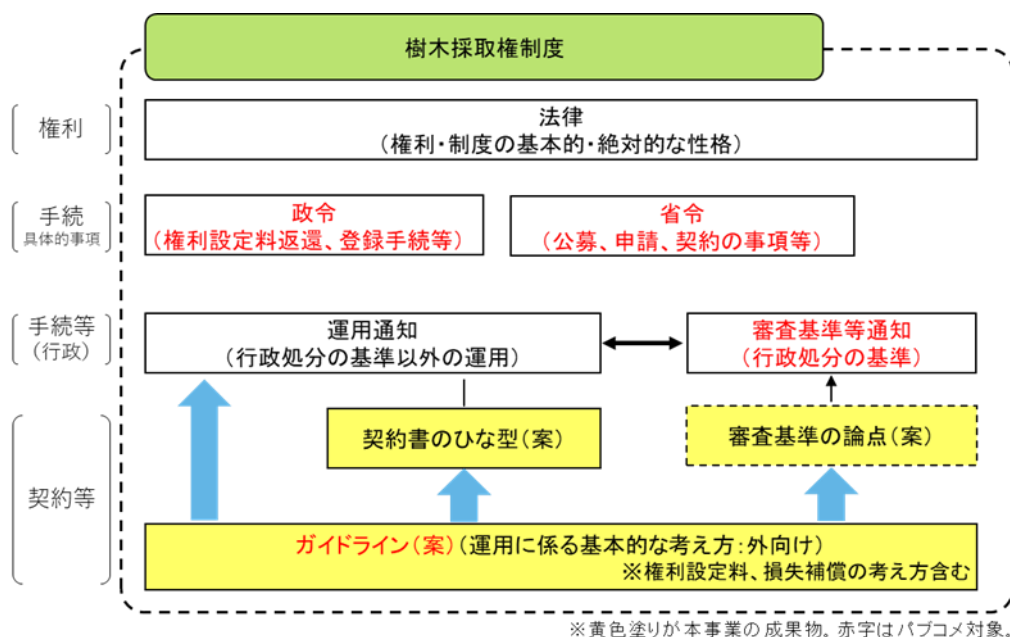


図2：本事業の成果物の樹木採取権制度における位置づけ

(3) 業務の内容

本事業における業務の内容は以下の①から⑦のとおり。

- ① 検討委員会の設置
- ② 民間事業者へのヒアリングの実施
- ③ 樹木採取権制度ガイドライン(案)の作成
- ④ 樹木採取権実施契約書のひな形(案)の作成
- ⑤ 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等(以下「審査基準等」という。)の標準例に関する論点整理及び最適な方法の検討
- ⑥ 権利設定料及び損失補償に関する論点整理及び最適な方法の検討
- ⑦ 想定される訴訟リスクと判例の整理

2. 検討委員会の設置

(1) 検討委員会の開催概要

① 検討委員会の設置目的

樹木採取権制度ガイドライン(案)等の作成等にあたり、林業に携わる現場の意見や、林業・森林や法律・会計に関する専門的な知見を反映するため、樹木採取権制度の対象となる林業関係者、林業・木材流通に精通している学識経験者、弁護士及び公認会計士によって構成される検討委員会を設置した。

② 検討委員会委員一覧

林業関係者	有馬 純隆	三好産業株式会社 社長
	堀江 賢一	株式会社堀江林業 代表取締役
学識経験者	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 主事研究員
	久保山 裕史	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林林業総合研究所 林業経営・政策研究領域 領域長
	餅田 治之	公益社団法人 大日本山林会 副会長
弁護士	高田 洋平	高田法律事務所 弁護士
公認会計士	和田 頼知	和田公認会計士事務所 公認会計士

※ 敬称略

(2) 検討委員会の開催結果

① 第1回検討委員会

i. 開催概要

第1回検討委員会では、樹木採取権制度の概要について事務局より説明を行ったのち、樹木採取権制度ガイドライン(案)等の作成等に当たって共有しておくべき問題意識や論点、事業の進め方等について議論を行った。開催概要を表1に示す。

表1：第1回検討委員会の開催概要

日時	2019年7月30日 15:30~17:30
出席委員	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員、餅田委員、和田委員
議題	1. 開会 2. 樹木採取権制度の概要について 3. 国有林における木材供給手法に係る調査業務における検討委員会の位置づけ等について 4. ガイドライン作成に関する論点について 5. 事業者ヒアリングについて 6. 今後のスケジュールについて 7. その他連絡事項
資料	【資料 1-1】樹木採取権制度の概要 【資料 1-2】樹木採取権の全体構造等について 【資料 2-1】国有林における木材供給手法に係る業務における検討委員会の位置づけ等について 【資料 2-2-1】樹木採取権制度の特徴について 【資料 2-2-2】権利設定料及び樹木料について 【資料 2-2-3】樹木採取権ガイドライン目次案 論点 【資料 2-3】国有林野の管理経営に関する法律に基づく〇〇森林管理局長の処分に係る審査基準等について 【資料 2-4】現時点の樹木採取権における総合的な評価の項目の検討案 【資料 2-5】樹木採取権契約書の規定事項案 【資料 3】事業者ヒアリングについて
議事録	別紙1

ii. 議事概要

第1回検討委員会における主な意見を表2に示す(議事録は別紙1を参照。)

表2：第1回検討委員会における委員からの主な意見

項目	意見概要
意欲と能力のある林業経営者	<ul style="list-style-type: none">■ 素材生産を実施している合板事業者などは対象にならないのか。■ 県が認定していない事業者も、「みなし」のような形で申請は可能か。
木材の安定取引	<ul style="list-style-type: none">■ 川中・川下事業者が、新規需要で取扱量を増加させる要件を満たすのはハードルが高い。「民有林からの供給を圧迫しない」ためにどのような対応をすればよいのか。
樹木採取権実施契約等	<ul style="list-style-type: none">■ 複数の契約書等がある中で、それぞれの関係の整理が必要。■ 法定されていない事項を実施契約にどこまで規定できるのか。
審査基準	<ul style="list-style-type: none">■ 事業者の選定について、価格だけでなく、林業者の育成、地域の産業振興等の要素も評価に反映すべき。

② 第2回検討委員会

i. 開催概要

第2回検討委員会では、第1回検討委員会で示された論点、事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、樹木採取権制度ガイドライン(案)等について議論を行った。また、樹木採取権実施契約及び審査基準等について、事務局が示す構成案・概要を踏まえ議論を行った。開催概要を表3に示す。

表3：第2回検討委員会の開催概要

日時	2019年10月8日 15:00～17:00
参加者	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員、餅田委員、和田委員
議題	1. 開会 2. 第1回検討委員会における主なご意見について 3. 民間事業者ヒアリングの結果について 4. ガイドライン(案)の主要な論点について 5. 樹木採取権実施契約書等の構成について 6. 審査基準の概要について 7. その他連絡事項
資料	【資料1】第1回検討委員会における主な御意見 【資料2】民間事業者ヒアリングの結果 【資料3-1】ガイドライン(案)の主要な論点 【資料3-2】樹木採取権ガイドライン目次(案:1008) (別添)5. 事業者の審査・選定 関連 【資料4-1】樹木採取権実施契約書等の構成 【資料4-2】樹木採取権実施フロー(三段表)(案) 【資料5-1】国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定に係る農林水産大臣の処分についての審査基準等について(素案) 【資料5-2】審査基準の概要 【資料6】リスク分担の考え方の方向性
議事録	別紙1

ii. 議事概要

第2回検討委員会における主な意見を表4に示す(議事録は別紙1を参照)。

表4：第2回検討委員会における委員からの主な意見

項目	意見概要
樹木採取区の指定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業者が現地調査を行うための手続はどうか(申請をするのか、調査日を設定するのか等)。
事業者要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業協同組合としての実績はないが、組合員が要件を満たす場合は、要件を満たすと認められるのか。
権利設定料	<ul style="list-style-type: none"> ■ ガイドラインでは、複雑な算出方法よりも、面積又は材積単位あたりの目安の金額を示すべきではないか。
樹木料	<ul style="list-style-type: none"> ■ 毎木調査による収穫調査は現実的に可能か。 ■ 毎木調査の費用は国が負担することでよいのか。 ■ 伐区の取捨選択を前提にすると、実行計画段階では本来伐採したい量よりも多めに提示する必要があるのではないか。 ■ 樹木料提示後に伐区を選択する方法でも、収支が合わないリスクを回避できるか不安は残る。アメリカでは第三者の検収、並びに価格変動を加味した事後精算方式であり、日本でそのまま採用できるとは考えていないが、参考にしていきたい。
安定取引	<ul style="list-style-type: none"> ■ 安定取引の協定書において規定すべき事項について整理すべき。 ■ 輸出先は川中・川下事業者として位置付けることができるのか。 ■ 川上・川中・川下のうち二者ないし全部の事業を同一事業者が実施している場合の取扱いはどうなるのか。
再造林	<ul style="list-style-type: none"> ■ 複数年にわたる実施の具体的な内容、条件を整理すべき。
評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域への貢献について、安定取引の内容は考慮するのか。
改善指示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 樹木採取権者に対する改善指示は、根拠が法律なのか、実施契約なのかにより、判断基準や手続が異なるため、整理することが必要である。

第3検討委員会

i. 開催概要

第3回検討委員会では、第2回検討委員会で示された論点、委員に事前送付した樹木採取権制度ガイドライン(案)、実施契約のひな型(案)、審査基準等(案)等の内容について最終的なとりまとめに向けた議論を行った。開催概要を表5に示す。

表5：第3回検討委員会の開催概要

日時	2019年12月17日 15:00～17:30
参加者	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員
議題	1. 開会 2. 樹木料の算定手法に関する検討委員会の検討状況報告 3. 樹木採取権ガイドラインについて 4. 審査基準等について 5. 樹木採取権運用協定・実施契約書について 6. 今後の進め方について 7. その他連絡事項
資料	【資料1】樹木料の算定手法に関する検討委員会の検討状況報告 【資料2-1】樹木採取権制度ガイドライン(案) 【資料2-2】樹木採取権制度ガイドライン概要 【資料2-3】ガイドラインに関する論点について 【資料3-1】国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に関わる農林水産大臣の処分についての審査基準等の標準例について(素案) 【資料3-2】審査基準に関する論点について 【資料4-1】樹木採取権運用協定・実施契約書ひな形(案) 【資料4-2】運用協定・実施契約書に関する論点について 【資料5】令和元年度国有林における木材供給手法にかかる調査事業スケジュール 【資料6】和田委員からの御意見
議事録	別紙1

ii. 議事概要

第3回検討委員会における主な意見を表6に示す(議事録は別紙1を参照)。

表6 : 第3回検討委員会における委員からの主な意見

項目	意見概要
総論	■ 地域によっては国有林が少ないところもあるので、将来的には小規模な権利の設定も検討していただきたい。
	■ この制度はサプライサイドの事業となっているが、出口政策として、需要の下支えも検討いただきたい。
	■ 今後の国有林の管理では、地域社会との接点を考えていくことが必要となる。
損失補償	■ 樹木採取権は判例の積み重ねが無く、補償の基準の考え方が明確に決まっていらないのであれば、色々な考え方があ、という記載はしない方がよい。
評価項目	■ 地元貢献の観点から、Uターン・Iターンを紐づけても良いのではないかと。
違約金	■ 違反行為が即違約金徴収となると、現場の会計担当が対応しきれず、未収金が積み重なることが懸念される。

3. 民間事業者へのヒアリングの実施

(1) 民間事業者ヒアリングの趣旨

樹木採取権制度ガイドライン等は、実際に樹木採取権を申請し、事業を実施する民間事業者が理解し、活用することができる内容でなければならない。このため、樹木採取権制度ガイドライン等の作成等にあたり民間事業者から意見を聴取して内容に反映するため、民間事業者ヒアリングを実施した。

(2) 民間事業者ヒアリングの実施

ヒアリング対象については、樹木採取権の設定の対象となる川上の林業事業者のほか、連携対象となる川中・川下事業者、金融支援の関係先となる金融機関を対象とすることとし、事業規模、国有林に関する事業の実績、地域性を考慮して選定した。

ヒアリングに当たっては、対象事業者を訪問し、樹木採取権制度の概要及び第1回検討委員会で示された論点とその対応方針について説明した上で、用意した質問事項に沿って意見を聴取する方法で実施した。

① ヒアリング実施概要

川上の林業事業者7者(森林組合を含む)、川中・川下事業者3者(製材、プレカット)、地方銀行1者の計11者に対しヒアリングを実施した。ヒアリングの実施概要を表7に示す。

表7：ヒアリング実施概要

業種	訪問事業者	事業者概要	地域	訪問日
林業事業者	A社	素材生産量:約 200,000 m ³ /年 うち国有林:約 5,000 m ³ /年 従業員数:約 60名(作業員約 50名)	北海道	8月21日
	B社	素材生産量:約 20,000 m ³ /年 うち国有林:ほぼ全て 従業員数:作業員 33名	北海道	9月5日
	C社	素材生産量:約 60,000 m ³ /年 うち国有林:約 30,000 m ³ /年 従業員数:山林部門 36名	秋田県	9月4日
	D社	素材生産量:約 40,000 m ³ /年 うち国有林:約 25,000 m ³ /年 従業員数:約 30名	福島県	8月7日

	E 社	素材生産量: 20,000 m ³ /年 うち国有林: 無し 従業員数: 林産部門で約 40 名	和歌山県	9 月 17 日
	F 森林組合	素材生産量: 約 45,000 m ³ /年 うち国有林: ほぼ無し (平成 30 年度立木販売約 5ha) 従業員数: 作業員約 60 名(非常勤含)	高知県	8 月 30 日
	G 森林組合	素材生産量: 約 60,000 m ³ /年 うち国有林: 回答無し (平成 30 年度立木販売約 30ha) 従業員数: 約 50 名(うち山林 20 名)	福島県	10 月 31 日
川中・川下事業者	H 社(製材)	原木消費量: 約 60,000 m ³ /年 うち国有林: 約 30,000 m ³ /年 主な製品: 仮設材、梱包材、チップ	北海道	8 月 22 日
	I 社(製材)	原木消費量: 約 250,000 m ³ /年 うち国有林: 約 80,000 m ³ /年(約3割) 主な製品: 建築材、仮設材、チップ	宮崎県	9 月 28 日
	J 社(プレカット)	原木消費量: 約 180,000 m ³ /年 うち国有林: 約 130,000 m ³ /年(約7割) 主な製品: 建築材	福岡県	11 月 8 日
金融機関	K 銀行	年間数件の林業関連企業へ融資。 制度資金を活用する融資が多い。	—	8 月 30 日

(事業者概要はヒアリング時に提供を受けた情報に基づく)

② 質問項目及び質問内容

民間事業者ヒアリングの質問項目及び質問内容を表8に示す。

表8 : 質問項目及び質問内容

項目	質問内容	林業事業者	川中・川下事業者	金融機関
制度総論	樹木採取権制度全体として、期待や課題はあるか。	○	○	○
樹木採取区の指定方法	樹木採取区を指定するのにふさわしい区域の条件はどのようなものか。	○		

	樹木採取区を指定するプロセスは適切と考えるか。	○		
	10年間・200haは、事業体の育成を図る規模として適切か。	○		
公募・選定のあり方	公募時に国から示すデータや、面積・材積の算定方法、境界確定の方法は妥当か。	○		
	公募期間は5～6か月を想定しているが十分と考えるか。	○		
	選定における審査基準・評価方法は納得できるものとなっているか。	○		
施業計画・年度計画の内容・策定方法	施業計画等の策定にあたり、不都合な点や支障はあるか。	○		
	伐採面積の上限・下限の考え方について、不都合な点や支障はあるか。	○		
	樹木採取箇所申請のスケジュールについて、不都合な点や支障はあるか。	○		
	採取・搬出期限、誤伐とペナルティの考え方について、不都合な点や支障はあるか。	○		
権利設定料の算定方法	権利設定料の考え方と算定方法について、不都合になる点や支障等はあるか。	○		
樹木料の算定方法	樹木料の算定・納付について、不都合な点や支障はあるか。	○		
木材の安定取引の考え方・基準	新たな需要の開拓に関する条件を満たすことは可能と考えるか。	○	○	
	木材の安定取引に関する基準を満たすことは可能と考えるか。	○	○	
	需要創出・需給マッチングに必要な環境や条件はどのようなものか。	○	○	
契約変更の考え方	施業計画や安定取引について、どの程度の内容の変更があれば、契約変更が必要と考えるか。	○	○	
再造林の考え方・内容	再造林に関する条件や実施内容について、問題はないか。	○		
	再造林のスケジュールについて、問題はないか。	○		

その他(会計処理等)	現行の立木販売では、購入した立木についてどのような会計処理をしているか。	○		
	樹木採取権制度を円滑に実施するために必要なインフラ整備はあるか。	○	○	
金融関係	木安法の改正で措置された金融支援措置について、意見や要望はあるか。		○	○
	林業関係事業者へどのような融資実績があるか。			○
	樹木採取権制度により、林業関係事業者への融資に影響はあるか。(融資が行いやすくなるか。)			○
	「意欲と能力のある林業経営者」の基準は、融資に当たって十分な要件か。			○

(3) 民間事業者ヒアリングの結果

民間事業者ヒアリングの結果は表9に示す。ヒアリングにおいて聴取した意見については、樹木採取権制度ガイドライン等の論点及び対応方針として検討・整理した上で、検討委員会で議論を行い、樹木採取権制度ガイドライン等の内容に反映した。

表9：民間事業者ヒアリングにおける主な意見

質問項目	意見概要
制度総論	<ul style="list-style-type: none"> ■ 制度そのものに抵抗感はない。 ■ 細かい内容も予め決められている印象もあり、自由度が高い方が望ましい。
樹木採取区の指定方法	<ul style="list-style-type: none"> ■ 200ha・10年間は、新たに作業班を組織するには小さい。民有林など他業務との調整を考えるとちょうど良いとの意見もあり。 ■ 降雪する地域は、里山と奥山とで伐区をバランス良く組み合わせて欲しい。 ■ 大型機械が作業できる区域が望ましい。また、コストが大きくなるため、奥地は望ましくない。 ■ 補修や除雪等、路網維持にかかるコストを低減するために、他の立木販売で使用する路線に、樹木採取区を設置して欲しい。 ■ 既に取り組んでいる民有林の集約化に合わせて集約化できる区域が望ましい。 ■ 森林組合としては、組合員所有の森林が最優先であり、業務が増えすぎると対応できない。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 境界はできるだけ明示することが望ましい。少なくとも分かり難いところは誤伐防止のためにも必要。
<p>公募・選定のあり方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 標準林分の調査だと、精度や区域の均一性との関係から、実際と乖離することが懸念される。 ■ 5～6か月の期間は十分だが、現地調査ができる時期であることが必要。ただし、現地調査は必要だが、コストも掛かる。 ■ 公募の段階で将来を予測するのは難しく、割増率を判断するのはリスクがある。 ■ 現行のシステム販売も、評価点は差がつかないため、結局価格点でほぼ決まるのではないか。 ■ 都道府県が認定する「意欲と能力のある林業経営者」は、国の基準から変更されている例もある。増産率が条件となっている場合は、元々の素材生産量が多い事業体は厳しい。 ■ 施業コスト増になる条件(作業仕様)は、公募時に示しておくことが必要。
<p>施業計画・年度計画の内容・策定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施業計画の作成で、国と調整することは問題ない。 ■ 保安林について、都道府県への許可申請がスムーズに行かず、作業に支障が生じることが懸念される。 ■ 上限・下限にバッファがあるのは、状況に応じた伐採をするために望ましい。年度計画確定後の施業実施段階での調整可能性も検討いただきたい。(マイナス方向は採取・搬出期限で対応可能だが、プラス方向の調整もできないか) ■ 計画の50%しか出材しなければ、木材の安定供給という趣旨に反するのではないか。 ■ 災害等による予定変更を想定すると、年度途中でも計画を柔軟に変更できることが望ましい。 ■ 北海道や東北では積雪があり、冬季に収穫調査を行うことはできないため、事業者からの計画はかなり早い段階での作成が必要となる。 ■ 単年度ではなく、複数年度での実行計画は考えられないか。 ■ 年度計画の認定が遅れると、作業全体が遅れる可能性があり、いつまでに認定するかを明示的なルールにしてほしい。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 施業計画の策定にあたり、これまで策定した経験がないことから、入札にあたり追加のコストが多大にかかることが懸念される。どの程度の計画を策定する必要があるのか、明示してほしい。 ■ 作成した施業計画について、ネガティブチェックが通った場合は、国の実施計画の変更を義務付けて欲しい。
<p>権利設定料の算定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ そもそも現在の立木販売の入札手間は、600万円相当も費やしていない。 ■ 施業計画の作成や、木材安定取引の実績報告等で、逆に現行の立木販売より事務手間が増えるのではないか。 ■ 資金繰りが厳しい中小事業者には、600万円の一括払いは厳しく、分割ができることが望ましい。
<p>樹木料の算定方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去実績の平均から市場価格を算定するとしているが、樹木採取区が平均的ではないことが懸念される。 ■ 前年度の市況を基にすると、伐採時の市況と乖離するリスクがある。 ■ 材積調査が実際と乖離するリスクがあるので、最後に精算する仕組みが望ましい。 また、調査は毎木調査が望ましいが、調査にコストを掛けるのはお互いメリットが少ないので、出石精算等が望ましい。 ■ 降雪する地域は、10月から3月までの間に、樹木料算定のための現地調査を終わらせるのは難しいのではないか。 調査事業者も、マンパワーが足りておらず、毎木調査ではなく標準地調査でも難しいのではないか。 ■ 立木販売では樹木料が高すぎれば入札しないが、樹木採取権制度では通知額に従うしかなく、リスクが大きい。 ■ 立木代は、材積・材種・材質・素材歩留り・販売価格(市況)によって決まるが、現行の立木販売において、特に歩留りについて乖離が大きい。
<p>木材の安定取引の考え方・基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 川上事業者が、川中・川下事業者の状況を把握し、連携を管理できるかという懸念がある。川中・川下が県外の事業者であることも多く、総量等の実績情報の把握や、計画からの乖離要因を把握することは、小規模の林業経営体を前提とした場合には困難。 ■ 大量に木材を取り扱う流通事業者が商流に入った場合や、大規模な川中・川下事業者の場合には、マーケットの状況等により、樹木採取区からの数量以上に総量に変化する幅が大きいため、樹木採取区からの木材の影響なのかどうか、正確な把握が困難。

	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定の用途に限定されることはリスクであり、複数の用途で幅を持たせた計画にできることが必要。 ■ 樹木を伐採しても川中事業者がキャパオーバーであるなど、計画通りにいかない場合に直ぐにペナルティにならない配慮が必要。 ■ 自社として新たな販売先を見つけることはともかく、川中・川下においても新たな需要向けに販売する、それが50%以上ということは、全体の木材需要がなかなか増えていない中で厳しい基準である。努力目標なら理解できる。
契約変更の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約変更が不要なケースは、できるだけ広く取ってほしい。
再造林の考え方・内容	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再委託が可能でも、そもそも植林事業者が不足している地域では、再委託先が見つからない可能性がある。 ■ 造林班を十分に持っていて、年20haは他の業務の手が回らなくなるおそれがある。 ■ 積雪地域では、再造林は伐採の翌年度にならざるをえない。 ■ 区域の条件を踏まえて、生産性の低いところは再造林ではなく自然林に戻すことも検討すべき。
その他（会計処理等）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現行の立木販売では、購入した立木は棚卸資産として計上／費用計上し、期末に残高を資産計上する処理がある。 ■ 川中・川下事業者が取り合いになるため、公募時に複数の川上事業者と連携しても良い仕組みが望ましい。

4. 樹木採取権制度ガイドライン(案)の作成

樹木採取権制度ガイドライン(案)の作成に当たり、検討委員会及び民間事業者ヒアリングにおける意見を踏まえて、以下の表 10 のとおり主な論点を整理し、対応方針を検討した。検討委員会での議論を踏まえた検討結果は、別紙2:樹木採取権制度ガイドライン(案)の内容に反映した。

表 10 : 樹木採取権制度ガイドライン(案)作成に当たっての主な論点と対応方針

項目	論点概要	対応方針
樹木採取区 の指定	事業者が現地調査を行うための手続をどのように設定するか。	樹木採取権の設定の申請を希望する者から現地踏査を行いたい旨の要望があった場合は、可能な限り応じる(随時入林許可をする)ものとする。
	関係自治体や学識経験者に意見聴取において、反対意見が出た場合にはどのような対応となるか。	調整可能な意見については反映する。
	関係自治体の意見聴取において、対象範囲はどうなるか。	指定が予定される樹木採取区が所在する都道府県の知事及び市町村の長とする。
	広葉樹利用の可能性があるのであれば、一般流通材を原則としつつその他樹種の利用可能性にも触れてはどうか。	樹木採取権の趣旨として、効率的に事業を実施できる程度のまとまりのある広葉樹林が想定しづらいため、積極的に対象とすることは想定していない。
権利設定料	長期計画の策定、木材の安定取引の実績報告等、現行の立木販売と比較して増える事務があり、権利設定料に反映すべきではないか。	事務コストの低減の比較対象を、価格競争のみの一般的な立木販売ではなく、企画提案書の作成、川中事業者との連携、毎年度の報告等が必要で、樹木採取権制度と事務量が同程度である、立木のシステム販売とする。
施業計画	単年 150%の上限採取面積の対象は、実行計画か、繰越分も含めた年度実績か。	実行計画とともに、実績も基準の対象とする。ただし、繰越がある場合には区分して計上し、合算した上限採取面積については年間平均面積の 300 %以内とする。

	<p>収穫調査を実施するため、積雪地域における年度計画の策定のタイミングは早くすることが必要ではないか。</p> <p>また、施業計画策定について、経験がなく多くの労力を要する可能性があり、過度な負担となることが懸念されるのではないか。</p>	<p>早期の計画策定が必要なことを公募時に明示する。</p>
木材の安定取引	<p>川上事業者による川中・川下の需給の状況、総量の把握、変動要因の把握に限界があるのではないか。</p>	<p>川中・川下事業者は、協定に基づく取引量のみの報告で良いこととし、川下事業者の総木材製品消費量の報告は求めない。需要開拓に関する報告は中長期的視点で行い、毎年度の報告とはしない。</p>
	<p>新たな需要の拡大の基準が厳しく、市況等の影響も考えられ、達成できない可能性があるのではないか。</p>	<p>計画と異なることをもって直ちにペナルティが与えられる仕組みとはしない。</p>
	<p>輸出先は川中・川下事業者として位置付けることができるのか。</p>	<p>国内の事業者と同様、木安法で定める「木材利用事業者等」、「木材製品利用事業者等」の定義に合えば位置づけられる。</p>
樹木料	<p>収穫調査の結果を用いて樹木料が算定されるが、収穫調査の結果と実際収穫量が乖離することが懸念されるのではないか。</p>	<p>信頼性を高めるため、毎年度の収穫調査は毎木調査を基本とする。</p>
	<p>1回目の収穫調査の費用負担は国でよいのか。</p>	<p>1回目の収穫調査は国の費用負担で行うこととし、希望する伐区の現地表示は原則樹木採取権者が行う。</p>
	<p>2回目以降の収穫調査の費用負担はどうするのか。</p>	<p>2回目の収穫調査については、樹木採取権者の事由により発生するものであり、樹木料の提示から1年を超えて新たに収穫調査が必要な場合は、樹木採取権者が自らの費用負担により実施する(適正は国が判断する)。</p>
	<p>樹木料は通知額に従うしかいないため、収支が合わない金額を支払わざるを得なくなるリスクが高いのでは</p>	<p>樹木料の額の提示後に、樹木採取権者が伐区を選択できるようにする。</p>

	ないか。	
	樹木料提示後に伐区を選択できても、5年間で50%以上の最低面積を伐採する必要があるリスクを説明すべきではないか。	最低採取面積の取扱いについて、ガイドラインに明記する。
再造林	再造林を実施できる事業者が不足しており、再委託先が見つからない可能性、再委託しても賄えない可能性があるのではないか。	事業者の作業量の調整ができるように、複数年での実施(年度をまたいでの実施)を認める。
	複数年にわたる実施の具体的な内容、条件はどうなるか。	原則として、搬出済届が提出された年度の翌年度中に植栽が完了するように請負契約を締結する。年度をまたぐ場合として、下記のケースが想定される。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 採取年度に地拵のみの契約を行い、翌年度に植栽の契約を締結する場合 ➤ 採取年度に地拵作業が完了する見込みが立たない場合
リスク分担	完全には予測しえない不確実性のある事故等による損失について、国又は樹木採取権者のいずれが負担するかを、予め具体的かつ明確に規定することが必要ではないか。	リスクを最も適切に管理することが可能な者がリスクを負担することが基本であり、かつ、リスクが顕在化する場合にその責めに帰すべき事由の有無に応じて、リスクの負担者を決定する。個別のリスクに対しての詳細は、実施契約及び運用協定に取扱いを定める。

5. 樹木採取権実施契約書のひな形(案)の作成

(1) 実施契約の概要

樹木採取権の設定を受ける者は、事業を開始する前に森林管理局長との間で、樹木採取権の行使方法を定める実施契約を締結しなければならない。

実施契約においては、樹木を採取する箇所及び面積等に係る施業計画、樹木料の算定及び納付に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項、樹木の採取跡地における植栽の実施に関する事項等を定める。

(2) 実施契約書のひな形(案)の作成に当たっての論点

樹木採取権実施契約書のひな形(案)の検討に当たっては、主な論点として下記の2点を検討委員会で議論した。その他の論点も含めて、検討委員会の議論も踏まえて対応方針を検討し、実施契約書のひな形(案)等を作成した。

成果については、別紙3:樹木採取権運用協定書ひな型(案)及び別紙4:樹木採取権実施契約書ひな形(案)に整理した。

① 樹木採取権運用協定

樹木採取権者が事業を実施するためには、実施契約を締結する必要があるが、

- 実施契約の締結には一定の期間が必要となる
- 5年を一期として締結するため、樹木採取権の存続期間中に実施契約が締結されない期間が生じうる
- 5年を超える存続期間の場合、実施契約は更新ではなく、期間満了後に新たに締結することとなるため、契約間で断絶が生じる

ことから、実施契約のみでは、国と樹木採取権者の権利義務を規律できないことが生じうる。

このため、樹木採取権の存続期間及び存続期間終了後を通して国と樹木採取権者の関係を規律する仕組みとして、樹木採取権運用協定(以下「運用協定」という。)を措置することとした。

樹木採取権者は、国と運用協定を締結した上で、実施契約を締結し、事業を行うこととなる。

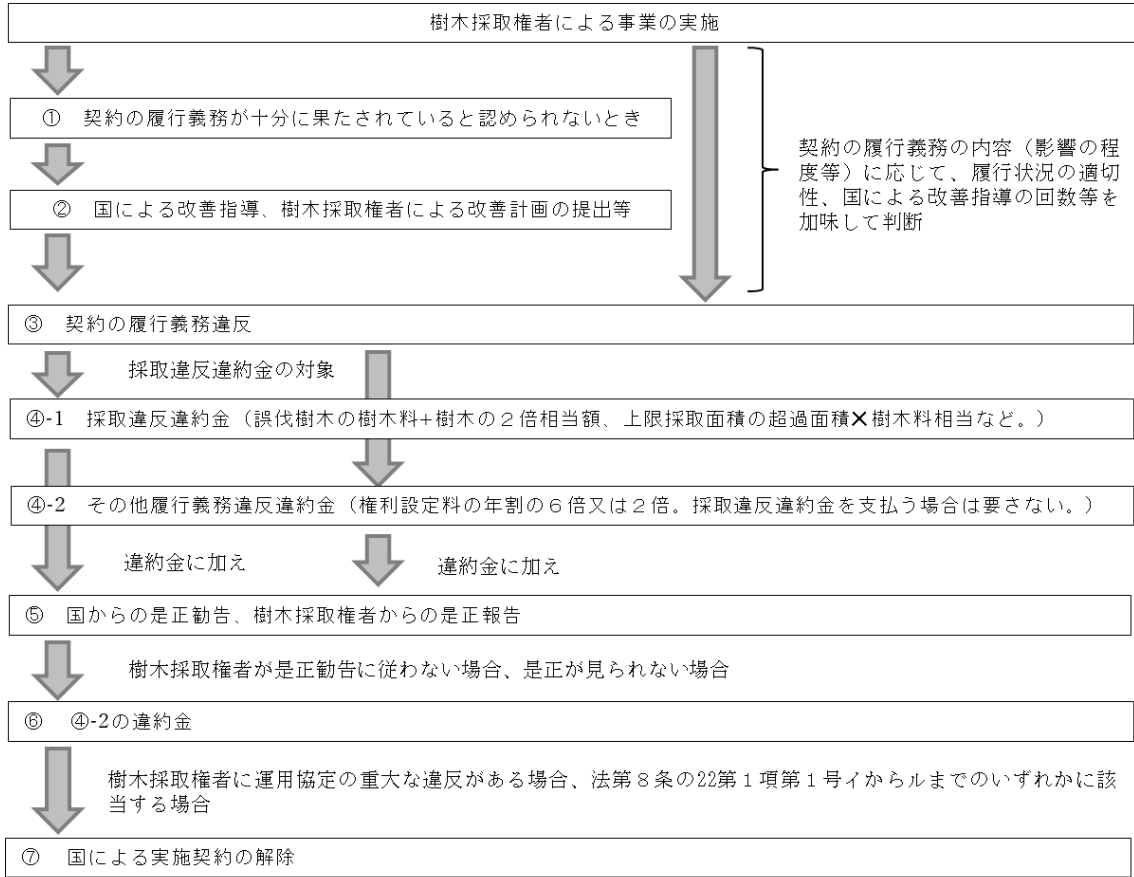
② ペナルティの取り扱い

樹木採取権制度においては、樹木採取権者の権利行使等の事業は、国との運用協定及び実施契約の義務の履行として実施される仕組みである。

樹木採取権者の不適切な事業実施に対しては、国有林野管理経営法第8条の21条に基づく指示及び同法第8条の22に基づく取消しが措置されている。

しかしながら、不適切な事業実施について、その軽重を問わずに直ちに法律に基づく取

消しとすることは、制度の安定的な運用の観点から過重なペナルティであると考えられることから、改善指導や違約金など契約に基づく是正措置を加えた多段階による対応とする（図3、図4を参照）。



※ 樹木採取権者の事業の実施状況等によっては、審査基準等通知を踏まえ、法第8条の21に基づく指示、法第8条の22第1項第1号に基づく取消しを行うことがある。

図3：契約の履行義務違反等への対応フロー

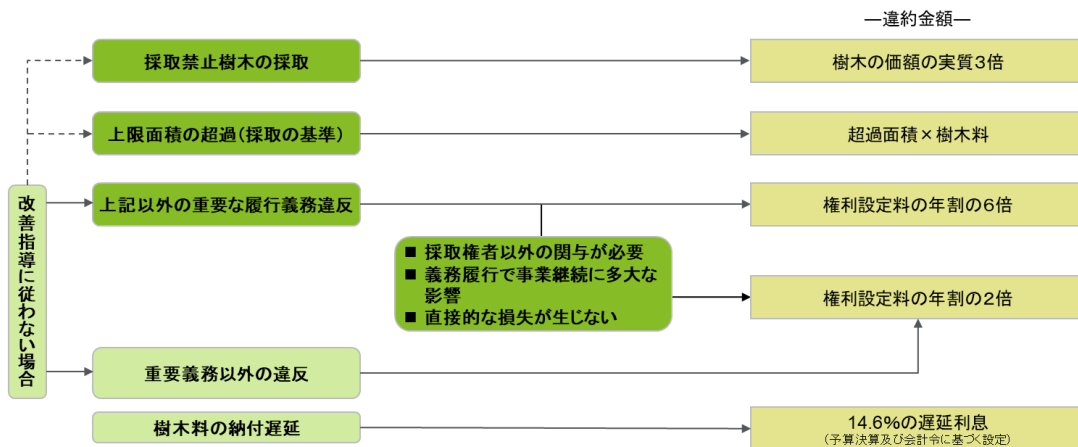


図4：主な違約金額についての考え方イメージ

6. 審査基準等(案)に関する論点整理及び最適な方法の検討

樹木採取権の設定の申請があった場合、申請者が欠格事由に該当していないか、申請者が国有林野管理経営法第8条の10第1項の基準に適合しているかを審査する。当該審査における基準への適合の具体的な判断基準として、審査基準等(案)に関して、検討委員会及び民間事業者ヒアリングにおける意見を踏まえて主な論点を整理し、最適な方法を検討した。

成果については、別紙5: 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る森林管理局長の処分に関する審査基準等(案)に整理した。

なお、審査基準等は森林管理局長が定めることから、本業務における審査基準等(案)は、標準例として検討したものである。

項目	論点概要	最適な方法
事業者要件	都道府県の公表する「意欲と能力のある林業経営体」は、100%下請に発注している事業体も対象としているが、そのような事業体も樹木採取権者の要件を満たすのか。	樹木採取権制度は、意欲と能力のある民間事業者を育成することを目的としていることから、民間事業者の選定にあたり、下請についても同様の取扱いとする。
	100%下請けも対象とする場合、地域で地元の雇用者を抱える林業経営体が不利になるのではないかと。総合評価では、技術評価点のウェイトを高くし、地域貢献等を高く評価すべきではないかと。	事業者の選定に当たり「技術者等の保有資格」、「雇用の増大」、「木材の地元利用」、「作業員の地元雇用」、「作業員の雇用形態」など、地域において、素材生産等を行っている事業体がより評価されるよう評価項目を設定する。
	都道府県が登録公表してない「意欲と能力のある林業経営体」と「同等の者」の判断基準、手続はどうなるか。	樹木採取権設定を申請する段階で、樹木採取区が存在する都道府県における「意欲と能力のある林業経営体」の基準を満たしているか、国(林野庁)が審査する。
安定取引	川上・川中・川下のうち二者ないし全部の事業を同一事業者が実施している場合は、どのように取扱うのか。	三者連携の目的は供給先の確保であるため、一の事業者が川上・川中・川下の二者ないし全部を兼ねる場合も、三者連携と認める。
	安定取引の協定書をひな形として提示するのか。	民間事業者の個々の取引の内容に国が過度に干渉することは競争政策上望ましくないことから、ガイドライン等に位置付けたひな形とはしない。

	<p>ひな形を作成しないのであれば、安定取引の協定書において満たす必要がある事項を明示する必要があるのではないか。</p>	<p>協定書の形式は法令で決まっているわけではないが、協定書が満たすべき事項については、ガイドラインおよび審査基準等（標準例）において記載する。</p> <p>申請する者の利便性に鑑み、何らかの例を示す必要があると考えており、公募時に協定書の例をホームページに掲載することなどにより事業者を示す考えである。</p>
<p>評価項目</p>	<p>地域への貢献について、川中・川下事業者の取組は考慮するのか</p>	<p>木材の地元利用として、樹木採取区由来の木材が都道府県内の連携する川中事業者に供給されることを評価する。</p>

7. 権利設定料及び損失補償に関する論点整理及び最適な方法の検討

権利設定料に関する会計上・税制上の取り扱いや、樹木採取権の取消し又は消滅によって損失を受けた樹木採取権者に対して行う損失補償に関する考え方等について検討した。

(1) 権利設定料の会計上・税制上の取り扱い

樹木採取権は権利設定料を対価として取得されることから、樹木採取権の会計上・税制上の取り扱いが、権利設定料の会計上の取り扱いと捉えられる。

① 樹木採取権の会計上の取扱いについて

樹木採取権者は、樹木採取権の存続期間にわたり、樹木を採取することにより収益を獲得することになるため、樹木採取権が複数年の長期にわたり存続する事業に供される資産であることは明らかである。

企業会計原則注解[注 16]では、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとされていることから、樹木採取権は、企業会計上無形固定資産として扱うことになると考えられる。

また、樹木採取権の取得原価は、企業会計上、企業会計原則注解[注 20]と同様に、樹木採取権の存続期間にわたって、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分することが妥当と考えられる。

なお、同注解に示された減価償却の方法のうちどの方法を選択するかは、資産の種類に応じた費用配分の原則の下、各企業の判断に委ねられますが、樹木採取権の存続期間中、毎年安定的に樹木を採取することが可能になるという点からは、定額法の適用が考えられる。

(参考)

企業会計原則注解(抄)

[注 16] 流動資産又は流動負債と固定資産又は固定負債とを区別する基準について

(略)

商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産は、流動資産に属するものとし、企業がその営業目的を達成するために所有し、かつ、その加工若しくは売却を予定しない財貨は、固定資産に属するものとする。

(略)

[注 20] 減価償却の方法について

固定資産の減価償却の方法としては、次のようなものがある。

定額法 固定資産の耐用期間中、每期均等額の減価償却費を計上する方法

定率法 固定資産の耐用期間中、每期期首未償却残高に一定率を乗じた減価償却費を計上する方法

級数法 固定資産の耐用期間中、每期一定の額を算術級数的に逡減した減価償却費を計上する方法

生産高比例法 固定資産の耐用期間中、每期当該資産による生産又は用役の提供の割合に比例した減価償却費を計上する方法

(略)

② 樹木採取権の税制上の取扱いについて

会計処理と同様に、税制上も無形固定資産として減価償却することになる。なお、税制上定められた方法以外の方法によって減価償却を行いたい場合には、税務署長の承認を得る必要がある。

また、樹木採取権の減価償却に当たり、その耐用年数については、樹木採取権の存続期間が適用されることになる。この存続期間は、樹木採取権の設定通知に記載された存続期間を用いることとなる。

③ 消費税の取扱いについて

消費税の課税対象は、基本的に、国内において事業者が行う資産の譲渡等(事業として対価を得て行う資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供)である(消費税法第2条第1項第8号、第4条第1項)。また、その「資産の貸付け」には資産に係る権利の設定その他の者の資産を使用する一切の行為を含むものとされている(消費税法第2条第2項)。

ア 権利設定料及び樹木採取権の売買価額に係る消費税の課税関係

樹木採取権の設定に際し樹木採取権者が納付する権利設定料は、消費税法上の「資産の貸付け」に含まれる「資産に係る権利の設定」の対価と考えられ(消費税法基本通達5-4-1)、資産の譲渡等のうち非課税とされる消費税法別表第一に掲げる資産の譲渡等の対価に該当しないことから、権利設定料は消費税の課税対象となり、その価額が100万円を超える場合には、他のみなし物権と同様に消費税法における調整対象固定資産となる。また、樹木採取権を売買する場合も同様にその売買価額が消費税の課税対象となる。

イ 樹木料に係る消費税の課税関係

樹木料は、樹木採取区において採取される樹木の対価として、樹木の財産価値に相当する額を納付するものであるため、立木販売における立木の売払代金と同様に、消費税法上の「資産の譲渡」の対価と考えられる。また、資産の譲渡等のうち非課税とされる消費税法別表第一に掲げる資産の譲渡等の対価に該当しないことから、樹木料は消費税の課税対象となる。

④ 印紙税の取扱いについて

運用協定書及び実施契約書における印紙税の取扱いについては、印紙税法の課税文書に該当するかどうかの判断は、個々の文書の内容に基づいて判断することとされている

が、運用協定書及び実施契約書の内容(ひな形)に鑑み、別紙6のとおり、印紙税法の課税文書には該当しないと考えられると整理した。ただし、税務当局の確認を受けていない素案の位置付けであり、実務上は、個別に税務当局の確認を受けることが必要となる。

(2) 損失補償の考え方

樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたときに樹木採取権を取消す場合又は国の責めに帰すべき事由により樹木採取権が消滅する場合には、国は、樹木採取権者に対して通常生ずべき損失を補償しなければならないこととされている。

法令においては、損失補償額の算出方法については言及していないが、公共用地補償基準の考え方に従い補償することになると考えられる。

具体的には、漁業法(昭和24年法律第267号)等他の制度における補償の例に倣い、土地収用手順において収用委員会の裁決の基準となる土地収用法第88条の2の細目を定める政令(平成14年政令第248号。以下「収用政令」という。)及び公共用地を取得する場合において事業者の補償の基準となる公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年6月29日閣議決定)の考え方に従い、実施することとなると考えられる。

なお、損失補償の考え方の詳細を検討するにあたり、別紙7のとおり素案を整理した。しかし、検討委員会において、損失補償基準は判例の積み重ねによるものであり、樹木採取権における考え方が必ずしも裁判において認められるとは限らない、との指摘があったため、樹木採取権制度ガイドライン(案)への記載は上記の方向性に留めることとした。

8. 訴訟リスクと判例について

樹木採取権制度の運用に当たり想定される訴訟リスクについて、樹木採取権制度ガイドライン等の検討過程で調査した、指定管理者制度、鉱業権など公共施設の管理やみなし物権の設定といった類似点のある制度における事例を整理する。

なお、事例は類似の制度における訴訟であり、樹木採取権制度において想定される訴訟の勝訴・敗訴の蓋然性については、個々の事実を踏まえた判断が必要となることから、あくまで訴訟が提起される可能性があることをリスクとして整理する。

(1) 樹木採取権の諸条件及び樹木採取権者の選定に関する訴訟リスク

公の施設の指定管理や公共施設の移管において、管理方法(利用料金制の導入)や、選定の妥当性について、訴訟が提起された事例が見られる。訴訟の結果としては、行政の判断過程、判断内容が合理的であり、かつ、適切な手続を踏んでいれば訴えが棄却されていると考えられるが、訴訟が提起されるリスク自体は存在する。

- ① 公の施設の指定管理について、利用料金制の採用について住民訴訟が提起された事例(大阪高判平 19.9.28)

【事例の概要】

大阪府箕面市において、市が設置する駐車場に関し、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 8 項に基づく利用料金制を採用し、同駐車場の利用に係る指定管理者の収入として収受させたことが違法であるなどとして、市の住民が市長個人及び指定管理者に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを市長に対して求めた事例である。

【判決の概要】

判決は、地方公共団体は、同法 244 条の 2 第 8 項に基づき、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設に係る利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができるところ、事実を照らすと、利用料金制を前提として、指定管理者が毎年度市に定額の納付金を納付するとする協定を締結したことが、市長の裁量権を逸脱、濫用したものとは認められないとした。

【樹木採取権制度への検討】

本件では、地方自治法に規定された制度であっても、当該制度を適用させることが妥当か否かについて争われており、また、指定管理者から市への納付金の金額の妥当性についても争われている。樹木採取権制度においても、法律に基づいて手続を行ったとしても、樹木採取権の設定の結果、何らかの損害を被った第三者がいる場合に

は、樹木採取区の指定や権利設定について、当該区域を樹木採取区とすることや、権利設定料・樹木料の妥当性を問い、その賠償を求める訴訟が提起される可能性が想定される。

- ② 市営の老人福祉施設の移管先の公募について、不採用の通知に対して訴訟が提起された事例(最三小判平 23.6.14 集民第 237 号 21 頁)

【事例の概要】

北海道紋別市において、市営の老人福祉施設の移管先の公募に提案書を提出して応募した事業者が、市長から受けた、提案につき決定に至らなかった旨の通知が、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たることを前提にその取消し等を求めた事例である。

【判決の概要】

判決は、上記移管は市と相手方となる事業者との間で契約を締結することにより行うことが予定されていたものであり、上記公募は法令の定めに基づくものではなく上記移管に適する事業者を契約の相手方として選考するための手法として行われたものであったという事情の下では、上記通知は、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たらないとした。

【樹木採取権制度への検討】

本件では、選考は法令の定めに基づかずに行ったものであり、公権力の行使に当たる行為としての性質を有するものではないとされた。他方、樹木採取権制度では、国有林野管理経営法第8条の 12 第1項に基づき、選定された者に樹木採取権を設定するところ、樹木採取権の設定は行政処分であると解され、抗告訴訟の対象となると考えられる。したがって、樹木採取権の設定行為の取消訴訟等が提起されるリスクがある。

(2) 損失補償に関する訴訟リスク

鉱業法(昭和 25 年法律第 289 号)では、第 64 条により、公共施設、私人の建物から地表、地下とも 50 メートル以内の場所において鉱物を掘採するためには、原則として、管理庁又は管理人の承諾を得ることの制限を課している一方、これに対する損失補償については規定していない。このため、判例では、公共事業の施行等に関する鉱業権の消滅について、鉱業権者の行政庁に対する損失補償の請求を否定する例が見られる(最二小判昭 57.2.5民集 36 巻2号 127 頁等)。

他方、同法第 53 条及び 53 条の2では、著しく公共の福祉に反する場合には鉱区の減少又は鉱業権の取消しを行い、その損失を補償しなければならないとしており、当該条項に基づく損

失補償を認めた裁判例も見られる(東京地判昭 41.6.27、ただし控訴審(後述の東京高判昭 44.7.8)は、当該事案では請求を権利の濫用として棄却。)

樹木採取権では、国有林野管理経営法第8条の 23 において、公益上の理由による樹木採取権の取消し又は消滅の場合、国が損失を補償することになっており、同条に基づき、損失補償自体が認められることに争いが無いケースも相当程度あると考えられる。ただし、損失補償の額に関しては訴訟が生じるリスクはあり、個々の事実を踏まえて判断されることになる。また、樹木採取権者が、樹木採取権の取消しが違法な行為であると主張して、損害賠償を求める訴訟が生じるリスクもありうる。

- ① 鉱業権設定後国が鉱区内に公の営造物である水路用隧道を設置したことが違法な権利侵害にあたらないとされた事例(最二小判昭 50.11.21 集民第 116 号 509 頁)

【事例の概要】

鉱業権の設定後、国が水路用隧道施設を設置したことが違法な権利侵害にあたるとして、鉱業権者が国に対して、損害賠償を請求した事例である。

【判決の概要】

公の営造物たる本件隧道施設設置の結果、本件鉱業権の行使に鉱業法六四条所定の堀採制限を課せられたことをもって、鉱業権者が違法に権利を侵害された場合にあたるとはいえず、国に対し、その損害の賠償を請求することができないと解するのが相当であるとした。

【樹木採取権への検討】

樹木採取権制度では、公益上の理由による樹木採取権の取消し又は消滅の場合、国が損失を補償することになっていることから、一義的には損失補償を求める訴訟が生じるリスクが考えられる。ただし、樹木採取権者が、樹木採取権の取消しが違法な行為であると主張して、損害賠償を求める訴訟が生じるリスクもありうる。

- ② 国が鉱業権を設定したのち、その鉱区内の土地を取得しその地上に公共用施設を施すため、当該鉱業権の行使が阻まれたとして、鉱業権者が国に対して損失補償を請求した事例(東京高判昭 44.7.8高裁判例集第 22 巻3号 434 頁)

【事例の概要】

鉱業権の設定後、国が鉱区内の土地を取得して、その地上に公共用施設を設置したため、鉱業権の行使が不法行為によって不能となったとして、鉱業権者が国に対して、もし鉱業権が行使できたならば得られたであろう利益の損害賠償を請求した事例

である。本訴訟では、国は、鉱業法第 53 条の処分については、当事者間で処理されるべき場合については必要ない(減区処分または取消処分を行わず損失補償もしない)と主張した。

【判決の概要】

国が鉱業権を設定したのち、その鉱区内の土地を取得しその地上に公共用施設を設置するため、当該鉱業権の行使を阻んだとしても、鉱業権者に対する不法行為を構成するものということとはできない。しかし、いかに国が公共用施設を設置するためとはいえ、すでに設定されている鉱業権の行使を侵害してよいということはなく、その施設設置により鉱業権の行使を阻む必要があるとする場合には、国は鉱業法第 53 条、第 53 条の2により、鉱業権者に対し減区処分または鉱業権取消の処分をなし、その損失を補償すべきであるとした。ただし、当該事案においては、具体的な事案に照らして、請求は権利の濫用であって認められないと判断した。

【樹木採取権への検討】

公益上の理由による樹木採取権の取消し又は消滅の場合、国が損失を補償することとなっている。また、鉱業権と異なり、樹木採取権制度では土地の所有者は必ず国となることから、土地所有者の行為によって権利の行使ができなくなった場合に当事者間での処理で解決する、という方法が取られる可能性は低く、一般的に取消し及び損失補償を行うと考えられ(実質的には行使されないような樹木採取権の場合に、国と樹木採取権者と協議の上、樹木採取権を放棄して終了ということはあると考えられる)、損失補償自体を求める訴訟リスクは低いと考えられる。

林野庁 国有林の木材供給手法調査業務

第1回検討委員会 議事録

作成日：2019年8月2日

日時	2019年7月30日 15:30~17:30	
参加者	委員	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員、餅田委員、和田委員
	林野庁	吉村経営企画課長、武田調査官、宇山企画官、天田課長補佐
	トーマツグループ	中田、難波、片桐、谷田 (記録：實)
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	高橋氏
	住友林業株式会社	岡田氏、新野氏
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 樹木採取権制度の概要について 3. 国有林における木材供給手法に係る調査業務における検討委員会の位置づけ等について 4. ガイドライン作成に関する論点について 5. 事業者ヒアリングについて 6. 今後のスケジュールについて 7. その他連絡事項 	
資料	<p>第1回検討委員会次第 委員等名簿</p> <p>【資料1-1】樹木採取権制度の概要 【資料1-2】樹木採取権の全体構造等について 【資料2-1】国有林における木材供給手法に係る業務における検討委員会の位置づけ等について 【資料2-2-1】樹木採取権制度の特徴について 【資料2-2-2】権利設定料及び樹木料について 【資料2-2-3】樹木採取権ガイドライン目次案 論点 【資料2-3】国有林野の管理経営に関する法律に基づく〇〇森林管理局長の処分に係る審査基準等について 【資料2-4】現時点の樹木採取権における総合的な評価の項目の検討案 【資料2-5】樹木採取権契約書の規定事項案 【資料3】事業者ヒアリングについて 国有林野の管理経営に関する法律の一部を改正する法律案関係資料(冊子)</p>	

- 開会
 - 冒頭、吉村林野庁経営企画課長から挨拶
 - 久保山委員を座長に選任

- 樹木採取権制度の概要について
 - 林野庁より【資料 1-1】「趣旨」「法律の概要」について説明。

- 国有林における木材手法に係る調査業務における検討委員会の位置づけ等について
 - DTT より【資料 2-1】について説明。

- ガイドライン作成に関する論点について（制度の特徴、権利設定料と樹木料）
 - DTT より【資料 2-2-1】、【資料 2-2-2】について説明。
 -
 - 樹木料をマーケットプライスよりも高く設定しているが、なぜ市場価格ではなく、割増率を掛けるようになっているのか。（和田委員）
 - ◇ 樹木料については、国が最低価格を公募時に示し、事業者にそれ以上の額を設定していただくこととしているため、市場価格以上となる。市場価格以上とする理由は、通常の契約よりもまとまった期間・範囲であるため、事業者がより効率的に利益を出せると想定しているためである。権利を設定することで、国・事業者の双方に利益をもたらすことが重要と考えているが、申請するかどうかは権利設定料と事業者自身の支払い能力、対象となる樹木採取区の状況などを勘案した上で、事業者が決めることとなる。（林野庁）
 - 樹木料を徴収するのはいつの段階か。実際に採取する時に払うのか。（餅田委員）
 - ◇ 採取する前に納付していただく。（林野庁）
 - 樹木採取権設定時に契約を交わすが、林道の整備はその契約に入っているのか。採取時には事業者は与えられた事業地にて効率的に作業を行う必要があると思うが、その際に国有林から林道の場所等の詳細を指示されるのか。（餅田委員）
 - ◇ 恒久施設的な林道を権利者の事業者整備してもらおうということは考えていない。それは国の役割だと認識している。作業道に関しては事業者が効率的に作業を行うため、開設していただくが、場所等、詳細を国有林が決めることはしない。作業道の設置に係る承認に関しては現行の立木販売に比べて厳しくはせず、同様の基準だと考えている。（林野庁）
 - ◇ 上記に述べた事は国有林との関係であり、保安林が関わる場合は森林法に基づく作業許可が必要となり、都道府県との関係になる。（林野庁）
 - 契約期間が 5 年、権利期間が 10 年と理解しているが、途中で倒産や人の理由等で事業継続が困難となった場合は、残りの期間に関して新たに権利設定の公募を出すのか。（和田委員）
 - ◇ 樹木採取権者が放棄した後は、残りの期間ではなく、新たに樹木採取区を指定し直して公募をかけることになるが、新たに公募するかどうかは国の判断になる。加えて、事業継続

不可となる前に権利を移転することも可能である。現状では、事業継続不可になった場合の取消要件と、移転の許可が併存している。採取権者が事業継続不可に陥った場合の対応として、権利を取り消すのか、権利を移転するのかという論点に関して、検討が必要だと考えている。(林野庁)

- 「移転」という措置は、売買と同様か。(久保山座長)
 - ◇ その通りである。(林野庁)

- 本改正法の目的は、国有林と民有林の森林経営を集約化するという想定なのか、或いは素材生産業者を大きくするという想定なのか。素材生産グループを持っている合板事業者もいるが、こういった事業者は対象にならないか、という問題意識である。(餅田委員)
 - ◇ 事業者の要件として、「意欲と能力のある林業経営者」等の基準があり、基準を満たせば申請できる。合板工場などであっても、林業経営を行うのであれば、林業経営者として対象になる。(林野庁)

- 「意欲と能力のある林業経営者」について、県が認定している場合もあるが、まだ認定するには至っていないところもある。必ずしも認定されていないといけないのか、もしくは「みなし」のような形で申請は可能なのか。(有馬委員)
 - ◇ 意欲と能力のある林業経営者として都道府県が公表している事業者であれば申請できる。また国が意欲と能力のある林業経営者と同等とみなした事業者に関しても申請可能である。同等の定義は現在明確には定まっていないが、国有林でのみ事業を行っている林業事業者や、他の都道府県で意欲と能力のある林業経営者に公表されている事業者等が対象になるのかという点について検討が必要と考えている。(林野庁)

- DTT より【資料 2-2-3】について説明。

- 年度計画に基づいて伐採前に一年分の仕入れ原価を樹木料として払った後、人員を確保し、伐採する。それに伴い事業者が搬出路等も作るとなると初期投資による負担が大きく、伐採し、販売した樹木がいつ売れるかも不確定である。マーケットが常時開いているのかは私にはわからないが、事業者にとって厳しい条件なのではないか。救済策はあるのか。大手企業しか参入できないような障壁があるのではないか。(和田委員)
 - ◇ 事業者には毎年度の実行計画を前年度に提出してもらおうが、どの時期に採取希望なのかも含めて提出してもらおう。地区によって採取時期、支払い時期に関して事業者も希望があると思う。必ずしも1年分の樹木料を一括で支払わなければならないということではない。事業者側の負担を軽減出来るのではと考えている。
 - ◇ 本事業においては川上事業者が川中、川下事業者と連携した上で申請することとしており、樹木採取権者が採取した樹木の販売先は決まっているため、(持込可能である)原木市場へ販売することは想定していない。(林野庁)

- 仮に9年間で採取終了した場合は、権利料は10年分支払うのか。また、10年の存続期間に対し、9年間で採取を終了してもよいのか（堀江委員）。
 - ✧ 権利料については面積を元に算定しているため、採取が早く完了しても損失とはならない。権利を放棄した形で終了することとなる。早く終了することに問題はない。（林野庁）
- 本委員会では契約書のひな形案も検討するが、各論を見ていると法定の契約である実施契約、法定外の契約である協定、造林契約等がある。次の事項を整理してほしい。（高田委員）
 - 誰と誰の間に何本契約締結が必要なのか
 - 時系列ではどの時点で何が締結されるのか
 - どの契約に締結義務があるのか
 - 予めひな形が決まっている契約はどれか、全てに作成するのか
 - ひな形がなく、協議・交渉の余地がある契約は、どの契約のどの部分か
 - 今回の委員会の議題としてはどの部分について議論するのか
- ✧ ひな形作成には事業者にも内容のヒアリングが必要であるため、検討中ではあるが、今回の論点としては、ある程度は固定された制度がある中で、事業者、国のお互いの利益のバランスの調整が必要なところに絞っている。（林野庁）

- 現状では事業者側に非常に厳しい条件であるが、契約書のひな形案については、委員会でどの範囲まで議論の対象とするのか。（高田委員）
 - ✧ 委員会で議論いただいた内容をひな形案に落とし込んでいくことを想定している。（林野庁）

- 立法過程で法務省、法制局等と議論したと思うが、実施契約に法定されていない事項をどこまで規定できるのか、実施契約での限界は議論されたのではないか。（高田委員）。
 - ✧ 法務省や法制局とは、権利行使の放棄については、樹木採取権実施契約に盛り込む方向で議論している。詳細については整理して報告する。（林野庁）

- 事業者の審査選定に関して、お金を出したところが選ばれるのであれば大手だけになってしまう。意欲と能力のある林業者、地域の産業振興に貢献する中小事業者の育成も、法律の目的になっていると思う。そういった要素を評価に反映する、総合評価的な基準を盛り込めないのか。（有馬委員）
 - ✧ 資料2-4で審査基準案をお示ししている。単純に資金力だけではなく、多くの要素を考慮して選定する。（林野庁）

- 10年200haというが、九州ではこの規模の国有林のまとまりは無いのではないか。10年100haもしくはそれ以下も設定していただけないか。（有馬委員）
 - ✧ 基本として、ある程度のまとまりが必要と考えているため、当面は、10年200haを基本としてパイロット的に設定し、実施状況等を検証しつつ、どのような姿が良いのか検討していく考え。（林野庁）

- 論点④、p13、p22に関して、樹木採取権者に再造林を委託することになっているが、樹木採取

権者から別の事業者にも再委託することは可能なのか。不可能なら、当初から造林事業者と連携しておかなければならない。素材生産業者が造林に対応できるかという点、難しいと思う。(安藤委員)

◇ 事業者が造林業者と連携するのは問題ない。造林に関する技術的な能力、体制は申請時に判断する。ただし、農林水産省の契約形態では請負契約の再委託制限があり、再委託は委託額の半分以上に収めなければならず、苗木の調達などできる範囲で樹木採取権者が業務を分担するなど、工夫が必要だと考えている。(林野庁)

➤ 論点⑤全体に関して、p20の表を見たが、今後人口減少の中で、供給は全て増加になっている。川中、川下事業者が、新規需要でこのような要件を満たすのはハードルが高い。需要の増加に見込みが薄い中で民有林の事業を圧迫せずにするのは難しいのではないかと。

➤ また、P19では、計画の5割以上をA、Bグループで確保するという要件だが、山を見てもどこまで素材として使えるのか判断できない部分も多く、5割を設定するのも難しいと思う。

➤ 「民有林への圧迫しない」ということであれば、大手1社の内部で溶け込ませたり、大需要の中に溶け込ませたりする方法も認めるべきではないか。(以上、安藤委員)

◇ 国有林から多くの供給が発生すると民有林事業者の経営を圧迫するのでは、と国会から指摘を受けて、政治の議論によるものではあるが、このような形となった。ご指摘の通り、非常に厳しい面もあるかと思うが、ヒアリングを通して事業者の意見を反映させていければと考えている。

◇ 景気動向もあるので、実際の計画通り進まないから即違反だ、ということにはしない。実施状況を報告いただき、森林管理局の供給調整委員会にて協議し、大きな苦情等が無ければ認めていく、という運用もありうることは認識している。

◇ P17では、「公募の要件」と「審査の基準」という使い分けをしている。法令で全て固定化してしまうと柔軟性が失われてしまうので、「公募の要件」として公募案件ごとに応じて柔軟な対応ができるようにすることを考えている。

➤ 議論についてまとめると、次のことについて整理が必要である。(久保山座長)

- 「意欲と能力のある林業経営者」や川中・川下との連携など、事業者はどのような要件を満たす必要があるのか
- 実施契約や造林契約、協定の関係
- 契約書のひな形案に関する検討内容

➤ 時間の制約で議論できなかったところも多いので、メール等で事務局に質問・意見をいただきたい。(久保山座長)

■ 事業者ヒアリングについて

➤ 住友林業より【資料3】【別添】について説明。(住友林業)

■ 今後のスケジュールについて

➤ 第2回、第3回検討委員会の日程調整について DTT より連絡をする。(DTT)

■ その他連絡事項

➤ 林野庁より【資料 1-2】 p4 について説明。(林野庁)

以上

林野庁 国有林の木材供給手法調査業務

第2回検討委員会 議事録

作成日：2019年10月8日

日時	2019年10月8日 15:00～17:00	
参加者	委員	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員、餅田委員、和田委員
	林野庁	関口経営企画課長、武田調査官、宇山企画官、田口企画官、天田課長補佐
	トーマツグループ	中田、難波、片桐、谷田（記録：實）
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	高橋氏
	住友林業株式会社	寺澤氏、岡田氏
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 第1回検討委員会における主なご意見について 3. 民間事業者ヒアリングの結果について 4. ガイドライン（案）の主要な論点について 5. 樹木採取権実施契約書等の構成について 6. 審査基準の概要について 7. その他連絡事項 	
資料	<p>第2回検討委員会次第</p> <p>【資料1】第1回検討委員会における主な御意見</p> <p>【資料2】民間事業者ヒアリングの結果</p> <p>【資料3-1】ガイドライン（案）の主要な論点</p> <p>【資料3-2】樹木採取権ガイドライン目次（案:1008）</p> <p>（別添）5. 事業者の審査・選定 関連</p> <p>【資料4-1】樹木採取権実施契約書等の構成</p> <p>【資料4-2】樹木採取権実施フロー（三段表）（案）</p> <p>【資料5-1】国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定に係る農林水産大臣の処分についての審査基準等について（素案）</p> <p>【資料5-2】審査基準の概要</p> <p>【資料6】リスク分担の考え方の方向性</p>	

- 開会
 - DTT より配布資料についてご説明
 - 冒頭、関口林野庁経営企画課長から挨拶

- 第1回検討委員会における主なご意見について
 - DTT より説明。

- 民間事業者ヒアリングの結果について
 - 住友林業より説明。

- ガイドライン（案）の主要な論点について
 - DTT より説明。

 - 「再造林に関する事業者の不足について」に関してだが、複数年での実施を認めるとあるが、何年程度を想定しているか。人手不足で3年～5年を希望する事業者もあると考える。（有馬委員）
 - ◇ 複数年となるのは、年度をまたぐ場合と想定している。一貫作業とは言っているものの、時期や手続きの関係で年度をまたいでしまうような場合は、伐採した翌年度の実施も可能にする必要がある。また地拵えは伐採と合わせて行い、植栽は翌年度に行うということもあり得る。1つの林小班でも部分的に採取を終わらせて植えていくのであればそれも複数年で植えるということになるのかもしれないが、基本的に造林請負契約であり、1つ1つの契約は3～5年といった長期間にはならないと考えている。もう少し詳細に整理してお示しする。（林野庁）

 - 毎木調査は実施してくれると思うが、先日の千葉県での災害であった様に外部から分からない芯腐れ等が出ると、伐ってもCD材にしかならない。そうすると、川下事業者までの3者連携という形で出せなくなり、3者連携を5割以上という安定取引の要件を満たせなくなるのではないか。（有馬委員）
 - ◇ 5割以上を満たす、というのは申請時の要件であり、実績でも5割を達成しなければならない、というものではない。調査時に外部から分からない瑕疵等の理由であれば、5割が未達成の場合でも、即ペナルティということにはならないと考えられる。（DTT）
 - ◇ 補足すると、9ページでは、3者連携は5割以上であれば良いということを示すために、CD材の取引先は意図的に川中までにしている。実際は、CD材でも川下事業者までの3者連携はありうる。例えば、バイオマス用のチップにして、川下事業者として発電所を位置付ける、といった形。（林野庁）
 - ◇ 毎木調査は、初回は国が行う。何らかの理由で2回目以降が生じた場合は、事業者が費用を負担していただくということもあるかもしれない。（林野庁）

 - 3者連携について、9ページではプレカット事業者が川下事業者となっているが、さらに下流も

あるわけで、どこまでの事業者が川下事業者となるのか。(安藤委員)

◇ 法律上、木材利用事業者、木材製品利用事業者と定義された事業者を、川中・川下事業者と表現している。木材利用事業者は丸太を加工する事業者、木材製品利用事業者はその木材利用事業者が加工した木材製品を利用する事業者、ということになっているので、例のように、プレカット事業者も川下事業者となっている。(林野庁)

➤ 樹木料との関係について、収支が合わないことを回避する為に方法が考えられているが、これだけでリスクが回避できているのか不安はある。だからと言って、良いアイデアがあるわけではないが、参考にアメリカの国有林における事例を紹介する。(餅田委員)

➤ アメリカの国有林では 2 つポイントがある。1 点は立木の検収方法で、トラックに積んだ丸太を第三者機関が検収し、素材生産業者の伐採量、川中事業者の取引量、輸送事業者の輸送量等を一度で把握する。もう 1 点は 3 年の期間での伐採を可能にして、伐採期間中の価格変動を事後的に調整している。現在の日本の制度では、実施することは不可能に近いとは理解しているが、いつか参考になるかもしれないということで、お聞きいただければと思う。(餅田委員)

➤ 樹木料の提示後に樹木採取権者が伐区を取捨選択できるということだが、実行計画を策定する段階で、採取見込みの面積を多めに申請しておかないと、本来伐採したい量よりも減る可能性があるということか。(久保山委員)

◇ 提示された樹木料を受けて、伐区を取捨選択した結果、想定していたよりも伐区が減ることのリスクを考えるなら、ご指摘のように、単年度の上限である 150% の範囲内で、多めに実行計画に盛り込むということは考えられる。(林野庁)

➤ 申請予定の事業者は現地調査できるということだが、事前申請など、現地調査のための手続きはどうなるのか。(安藤委員)

◇ 立木販売では現地説明の日を設定するなどの手続を置いている。樹木採取権制度においても現時点で明確な方法は整理していないが、申請前に現地を調査できるように措置する考え。(林野庁)

➤ ペナルティの改善指示の性質について、根拠が契約なのか、法律上なのかで、考え方が変わってくる。指示に従わない場合、契約だと契約違反になるし、法律だと不利益処分になる。契約なら両者の合意に基づくので対応の判断に幅があると思うが、法律だと厳格に処分の基準の該当性の判断が必要ということになり、計画と異なるという基準をどう判断するか、という問題にもつながる。(高田委員)

◇ 法律上では、指示に従わない場合は権利の取消しができるということになっており、行政処分、契約違反の両方の取り扱いが考えられる。契約書の中身にも関わってくるため、合わせて整理したい。(林野庁)

■ 樹木採取権実施契約書等の構成について

➤ DTT より説明。

- フローには計画変更について記載がないが、どのようなフローになるのか。(安藤委員)
 - このフローは計画変更等が無く順調に進んだ場合を想定したものなので、計画変更については記載していない。(DTT)
- 安定取引の協定書の形式は、法令で予め決まっているのか。あるいは事業者がそれぞれ作成するのか。(高田委員)
 - 法令で決まっているわけではないが、公募時、あるいは、ガイドラインで、協定書のひな形を示すことになると考えている。(林野庁)
 - システム販売でもひな形を示しており、同様になると想定される。(DTT)
 - ひな形ではなくとも、協定書において規定すべき事項を定めておくことになると思う。(AMT)
 - 現時点の案では、審査基準(案)などに協定書が満たすべき要件を記述している。(林野庁)
- 協定は10年間結ぶ必要があるのか。川中・川下事業者が3年しか結びたくない、といった場合はどうすればよいのか。(堀江委員)
 - 現行では10年間必要。それより短い場合には、更新・見直しをすることで、継続性を担保してもらうことを考えており、ガイドラインにもその旨記述している。(林野庁)

■ 審査基準の概要について

- DTTより説明。
- 意欲と能力のある林業経営者というのはわかるが、JVでも良いのか。(餅田委員)
 - ◇ 本制度ではJVはしない。協同組合等、法人格を取っていただくことを想定している。(DTT)
- 協同組合としては実績が無く、都道府県の認定も受けていないが、協同組合の組合員では十分な実績がある場合、認めてもらえるのか。(有馬委員)
 - ◇ 基準を満たすかどうかをケースバイケースで審査することになるが、組合員に実績がちゃんとあれば、対象になる可能性が高いと考えられる。(林野庁)
- 例えば輸出の場合、川下事業者として位置付けるのは、商社なのかその先まで含めた事業者なのか。川下事業者はどこまで拡大されていくのか。(安藤委員)
 - ◇ 輸出先の事業者を協定先に入れるかどうかに関しては、木材製品利用事業者の定義や、3者連携の取引の割合が全体の5割以上か、といった点に関係してくる。定義に合えば、輸出先を協定に入れること自体は可能だが、輸出以外で5割以上の要件を満たしていれば、わざわざ入れる必要は無い。(林野庁)
- 素材生産をしている合板事業者等もある。川中・川上が同じ企業内で完結している場合は、3者連携としてはどうなるのか。(久保山委員)

◇ 現在のガイドラインの案には明示していないが認める考え。(林野庁)

➤ 樹木料の申請額について、安定取引をどこで結ぶかで、結局木材価格に反映されて申請額も高くできることから、優位な業者と協定すれば通りやすいという認識で良いか。(安藤委員)

◇ 地域の産業振興という評価の観点もあるので、申請額が高ければそれで良い、ということにはならないと考えている。(林野庁)

➤ 地域という言葉の定義も難しいが、例えば鹿児島から島根に輸送している、という場合、地域に貢献しているという理解でよいのか。(安藤委員)

◇ 3者連携の相手など木材の取引先が地域にあるかどうかで地域貢献を評価するという形にはしていない。ここでいう「地域」とは、システム販売における評価項目と同様山側のことを想定しており、川上事業者の雇用の拡大等について評価することとしている。(林野庁)

➤ 評価項目を見ると、価格点、技術点が100点ずつ。結局、価格点で決まるということにならないか。(有馬委員)

◇ 通常の立木販売では価格点が100%と考えて比較すると、技術点の割合は大きく、価格点が低いということで、特に価格点のウェイトが高いという認識ではない。価格点と技術点が半々ずつというのは現在のシステム販売の評価と同様の配分である。(林野庁)

■ 座長とりまとめ

➤ 次の点について、整理していただきたい。

◇ 複数年にわたる再生林の具体的な内容、条件

◇ 樹木採取権者に対する指示の根拠について、法律か契約か

◇ 審査基準における安定取引の協定書が満たすべき要件

■ その他連絡事項

➤ 今後のスケジュールに関して DTT よりご説明。

◇ 11月に中間報告をすることとしており、事前に委員の皆様へお示ししてご意見を伺う。

◇ 第3回検討委員会は12月17日。

◇ 第3回委員会後は1月中にパブリックコメント予定。

以上

林野庁 国有林の木材供給手法調査業務

第3回検討委員会 議事録

作成日：2019年12月17日

日時	2019年12月17日 15:00～17:30	
参加者	委員	有馬委員、安藤委員、久保山委員、高田委員、堀江委員
	林野庁	宇野業務課長、武田調査官、宇山企画官、田口企画官、天田課長補佐
	トーマツグループ	中田、難波、片桐、谷田、片桐（亮）、柴田（記録：實）
	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	高橋氏、大出氏
	住友林業株式会社	寺澤氏、岡田氏
	AGS コンサルティング株式会社	伊豆氏
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 樹木料の算定手法に関する検討委員会の検討状況報告 3. 樹木採取権ガイドラインについて 4. 審査基準等について 5. 樹木採取権運用協定・実施契約書について 6. 今後の進め方について 7. その他連絡事項 	
資料	<p>第3回検討委員会次第</p> <p>【資料1】 樹木料の算定手法に関する検討委員会の検討状況報告</p> <p>【資料2-1】 樹木採取権制度ガイドライン（案）</p> <p>【資料2-2】 樹木採取権制度ガイドライン概要</p> <p>【資料2-3】 ガイドラインに関する論点について</p> <p>【資料3-1】 国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に関わる農林水産大臣の処分についての審査基準等の標準例について（素案）</p> <p>【資料3-2】 審査基準に関する論点について</p> <p>【資料4-1】 樹木採取権運用協定・実施契約書ひな形（案）</p> <p>【資料4-2】 運用協定・実施契約書に関する論点について</p> <p>【資料5】 令和元年度国有林における木材供給手法にかかる調査事業スケジュール</p> <p>【資料6】 和田委員からの御意見</p>	

- 開会
 - DTT より配布資料について説明。(DTT)
 - 冒頭、宇野林野庁業務課長から挨拶。(林野庁)

- 樹木料の算定手法に関する検討委員会の検討状況報告
 - 【資料 1】について林野庁より説明。(林野庁)
 - 【資料 1_別紙】公募で示す樹木料算定方法(案)の中のメリット・デメリットについて、案②のデメリットに、予定価格を説明変数として使用する場合、予定価格が類推される可能性があるとのことだが、どのくらい可能性があるかと認識しているのか。(安藤委員)
 - ◇ 予定価格そのものを変数として使うこととした場合、予定価格が類推されやすくなるおそれがあるが、現在考えている方法では、予定価格を算定するための要素(A 価格、B 経費、C 経費等)を変数として用いることとしているため、算定式そのものを公募で示したとしても、予定価格が類推されることは考えにくい。(林野庁)
 - ◇ 算定手法に係る A 価格、B 経費(変動費)、C 経費(固定費)について説明。(林野庁)

- 樹木採取権ガイドラインについて
 - 【資料 2-2】、【資料 2-3】について DTT より説明。(DTT)
 - 【資料 6】について DTT より説明。(DTT)
 - 和田委員が言及している会計処理については、ガイドラインに盛り込むのか。(久保山座長)
 - ◇ ガイドラインの最後の項目(p120)として盛り込む予定。(DTT)
 - ◇ 企業会計基準委員会へ相談し、特に問題があるとは言われなかった。税制に関しては、減価償却に関する税制改正要望を提出し、与党の税制改正大綱に掲載され、減価償却資産となる見込みである。定額法になると考えているが、細かい点については主税局で整理し公表する流れとなる。(林野庁)
 - 樹木料に関して、市況が悪化していた場合事業者へ負担が大きいとの指摘があったが、直近 12 ヶ月の平均を採用するため、問題ないという認識で良いか。(久保山座長)
 - ◇ 毎月 A 価格は変動するため、直近 12 ヶ月の平均を採用する。実際に樹木を採取する時期については、採取期間の中で、価格変動を見極めて事業者が選択することとなる。(林野庁)
 - 植栽は、契約を結んだ事業者が実施すると思うが、その後の下刈り等について同じ事業者が継続して請け負うことは可能なのか。(安藤委員)
 - ◇ 植栽後の下刈り等の保育作業については、通常の国有林野事業として扱うので、一般競争入札となる。その結果として、樹木採取権者が継続して請け負うことはありうる。(林野庁)
 - 苗木は誰が用意するのか。(有馬委員)
 - ◇ 現行の造林請負契約と同様、苗木は事業者を用意していただく。(林野庁)
 - 一貫作業でやりたいが苗木をどうしても調達できなくて不可抗力的に時期がずれてしまう場合、それでも一貫作業の積算だと事業者に厳しいので考慮いただきたい。(有馬委員)
 - ◇ ガイドラインの植栽等の章(p104 以降)に記載があるとおおり、植栽についての進め方は、前年度で実行計画を策定する際に、造林の請負契約の見込みも提出いただく。当年度になり、樹木料を納めていただく際にも、再度造林請負契約の時期に関する調整を行い、当年

度 8 月までに実行可否を判断する。当年度中に実行不可であれば、翌年度に請負契約をする。苗木を調達できるかの状況を含めて、伐採時期等を調整しながら進めていただければと考えている。(林野庁)

- 植栽後に獣害対策を実施したにも関わらず被害が出た場合の対応はどうか。(安藤委員)
 - ◇ 造林請負契約の中に瑕疵担保条項というものがある。造林完了後に、国が検査をする。内容としては検査終了後 1 年以内であれば、国から事業者へ瑕疵担保として修補、損害賠償を請求できる条項が造林請負契約の約款にある。逆に、1 年を超えると、国のみが対応することとなる。樹木採取権で、新たな仕組みを加える議論はしておらず、同様の対応になると考えている。ガイドライン (p105 ⑦) に瑕疵担保については請負約款による旨の記載あり。(林野庁)

- 収穫調査の部分で、1 回目は国が負担し、2 回目は事業者負担となっているが、収穫調査が完了した後、事業を開始する前に災害が起きた等の場合も事業者負担となるのか。(堀江委員)
 - ◇ 2 回目の収穫調査の記述は、国が金額を提示し、それを事業者が見送った場合のケースである。樹木料を支払っている場合は、採取期間の延長として対応するため、2 回目は無い。(林野庁)

- 損失補償に関して (p111)、公共事業の立木補償と決定的に違うところが読んでも良く解らないため、明確に記載する方が良い。ガイドラインなので、事業者がわかるような書きぶりが良いと思う。しかし、そもそもとして、色々な考え方があると記載があるが、補償の考え方が明確に決まっていなくて、記載しない方が良いと思う。用対連の損失補償基準は判例の積み重ねによるものである。樹木採取権はそうではないので、ガイドラインの考え方を持ち出して裁判に負けたら、ガイドラインの面子もつぶれることになる。(高田委員)
 - ◇ 立木補償ではなく新しいため、事例もない。国交省とも話をしたが、現時点で損失補償基準に加えられないものではない、とも考えている。ご指摘を踏まえ、記載ぶりは検討する。(林野庁)

■ 審査基準等について

- 【資料 3-2】について DTT より説明。(DTT)
- 【資料 6】について DTT より説明。(DTT)
- 和田委員からの意見に関して、2 点目 3 点目についてご回答いただければ。(久保山座長)
 - ◇ 3 点目に関しては、樹木採取権制度には地方自治体や都道府県の関与が少ない。他方で、地元への貢献というのであれば、自治体は U ターンや I ターン等の移住政策を進めており、本制度を活用して林業関連の雇用と UI ターンを紐付けても良いのではと意見をいただいた。(DTT)
 - ◇ ご意見に樹木採取区が県の端にあった場合とあるが、あくまで評価の一部でありそれだけで決まるわけではないので、評価の加点と、コストとのバランスを事業者で判断いただくということになる。そもそも樹木採取区が県の端にある場合、隣県の事業者も対応可能な中で意欲能力の基準を当該都道府県で良いのかという議論もあるが、この制度では樹木採取区の存する都道府県の基準を審査基準に採用するという形をとっている。この制度自体、

民有林施策との一体的推進により地域の産業振興に資すると法律で謳われており、事実上民有林施策は県が主体となるため、県単位で評価することとしている。(林野庁)

- ガイドラインにおける配点例 (p5) は、あくまでも例であり、価格点：評価点：点は 100：100：-30 と決まっているわけではないのか。(久保山座長)
- ◇ 現行の立木販売、システム販売の評価と同様に、制度的には森林管理局長が主体であり、公募毎に配点を定める建て付けであるが、林野庁からは基本的な考え方を提示するという形になる。このため例とはなっているが、事実上はこの配点が採用されると考えられる。(林野庁)

■ 樹木採取権運用協定・実施契約書について

- 【資料 4-2】について DTT より説明。(DTT)
- 現状、国有林の経営において違反行為はどの程度あるのか。(安藤委員)
 - 誤伐はたまにある。今回の制度は短期の立木販売とは違い、長期の契約履行であるため、既存の PFI 等、他の制度事例を参考にしながら組み立てているが、今後もう少し詰める必要がある。(林野庁)
- 違約金のフローについてだが、誰が運用・管理するのか。現場が全て対応できるのか。(高田委員)
 - 運用主体は森林管理局となる。(林野庁)
- このガイドラインでは違反行為があり次第、自動的に違約金という債権が発生するような解釈になる。他方、公共事業契約約款では、契約解除されたら違約金が生じるという建て付けである。国の未収金の問題もあり、違反行為即違約金となるのは、どうかと思う。債権回収ができなくて会計検査院に詰められることも懸念される。違反即違約金の納入告知を切る、となると会計担当も対応できないのではないかと。(高田委員)
 - 違反認定をして即徴収できるのか、債権管理が厳しいのは事実。国の債権管理が以前より厳しくなっており、会計担当にとっても負担は大きいことは認識している。ご指摘を踏まえ、検討する。(林野庁)
- 違反認定後、是正勧告を出し、それでも改善されないようであれば違約金が発生する、という流れがあれば良いのではと思う。(高田委員)
 - 契約解除した時に違約金を発生させるという建て付けもあるが、現在は契約解除と樹木採取権の取消しという行政処分があるため、契約解除時と違約金請求時が一緒になるのではなく、違約金を請求した上で是正していただく考え方。樹木採取権の取消しになると権利設定料が返還されないという事業者側の実質的なペナルティがある。最後に違約金が発生するだけでは抑止力が弱いため、抑止効果という点で現在の考え方としている。(林野庁)

■ 全体を通じた意見等

- このガイドラインが出来て、実行していただけることは非常にありがたいが、地域によっては制度の対象となり得るような国有林が 200ha もないところもある。当面予定している 10 か所が完了した後に、100ha、もしくは 100ha 以下の規模の権利を設定することについても検討していただけるとありがたい。(有馬委員)

- 地域によってある程度ボリュームを分けて欲しい。単体で実行できない場合、組合を組成する以外にも、JV という形では認められないのか、というところは検討してほしい。(堀江委員)
- 今回 10 か所を実行し、その結果を踏まえて次の段階に繋げていく。見直しはしていくので、まずは走り出す、というところ。権利関係が複雑になるため、対象者は個人または法人としており、JV は対象としていない。なお、当面指定する 10 箇所程度の結果も踏まえ、必要があれば、今後検討する可能性はあるが、現時点では対象とならないことをご理解されたい。(林野庁)
- 国有林と地域社会の関係をどう捉えていくのか、あり方を考えさせられるガイドライン策定だったと感じた。学識経験者や地方公共団体の関与はあるが、民間と森林管理の関係をどうするか、ということを考えさせられた。ここで議論する話ではないが、今後の国有林の運営に当たっては、地域社会との接点を考えていく必要性があると考えている。(安藤委員)
- ガイドラインの解説部分の記載が主語と述語が対応していなかったり、途中で主語と述語がねじれていたり、一文が長かったり、公用文の記載例に準拠していない部分が散見されるため、最終的に修正していただければと思う。違約金もそうだが、机上で考える「あるべき姿」と現実の運用は乖離することが多い。最初に完璧な形にしてしまい、ハードルが上がり、実態は形骸化して、未収金として不良債権が増える可能性があるため、うまく調整いただければ良いと思う。(高田委員)
- 和田委員も仰っていたが、この制度はサプライサイドの事業となっている。しかし、出口政策として、需要の下支えも検討いただけたらと思う。(久保山座長)

■ 議論の取りまとめ (久保山座長)

- 樹木採取権の会計税務処理に関する指摘の反映
- 損失補償の具体的な考え方をガイドラインに記載するのかの検討
- 違反行為と違約金について、未収金が増加する懸念に対する検討
- 地域的な国有林の偏りについての検討

■ その他連絡事項

- 今後のスケジュールに関して DTT よりご説明【資料 5】。
 - ◇ 年明けすぐではないが、1 月中を目途にパブリックコメント予定。パブリックコメントに向けて検討した案について、委員の皆様へメールや訪問にてご説明、ご確認いただく。(DTT)

以上

樹木採取権制度ガイドライン（案）

令和 2 年〇月

林野庁

ガイドラインの位置付け

令和元年6月5日に、国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）が可決・成立し、これにより、令和2年4月1日から「樹木採取権制度」がスタートすることとなりました。

本ガイドラインは、樹木採取権制度への理解を深め、円滑に樹木採取権に係る事業を進めていくため、樹木採取権制度の運用の考え方及び当該制度に係る手続について解説するものです。

樹木採取権の設定を受けることを検討し、又は希望する民間事業者、樹木採取権者等の樹木採取権制度の関係者は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）その他の法令等を遵守するほか、本ガイドラインを参考としてください。


また、林野庁のホームページ上に、本ガイドライン以外の樹木採取権制度に関する情報も掲載しますので、ご活用ください。


林野庁ホームページ：<https://www.rinya.maff.go.jp/>


【ガイドラインの記述に係る留意点】

民間事業者に設定される樹木採取権の存続期間は10年間、当該樹木採取権に係る樹木採取区の面積は200～300ha程度を基本とすることとしており、本ガイドラインには、この基本的な樹木採取権の存続期間及び樹木採取区の面積において樹木採取権制度を運用することを想定した内容を記載している箇所があります。このため、この基本的な樹木採取権の存続期間及び樹木採取区の面積を超えるものについて、本ガイドラインの記述をそのまま適用することが難しいケースが生じる可能性があることに留意して下さい。

（凡例）

 法律
〔 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号） 〕

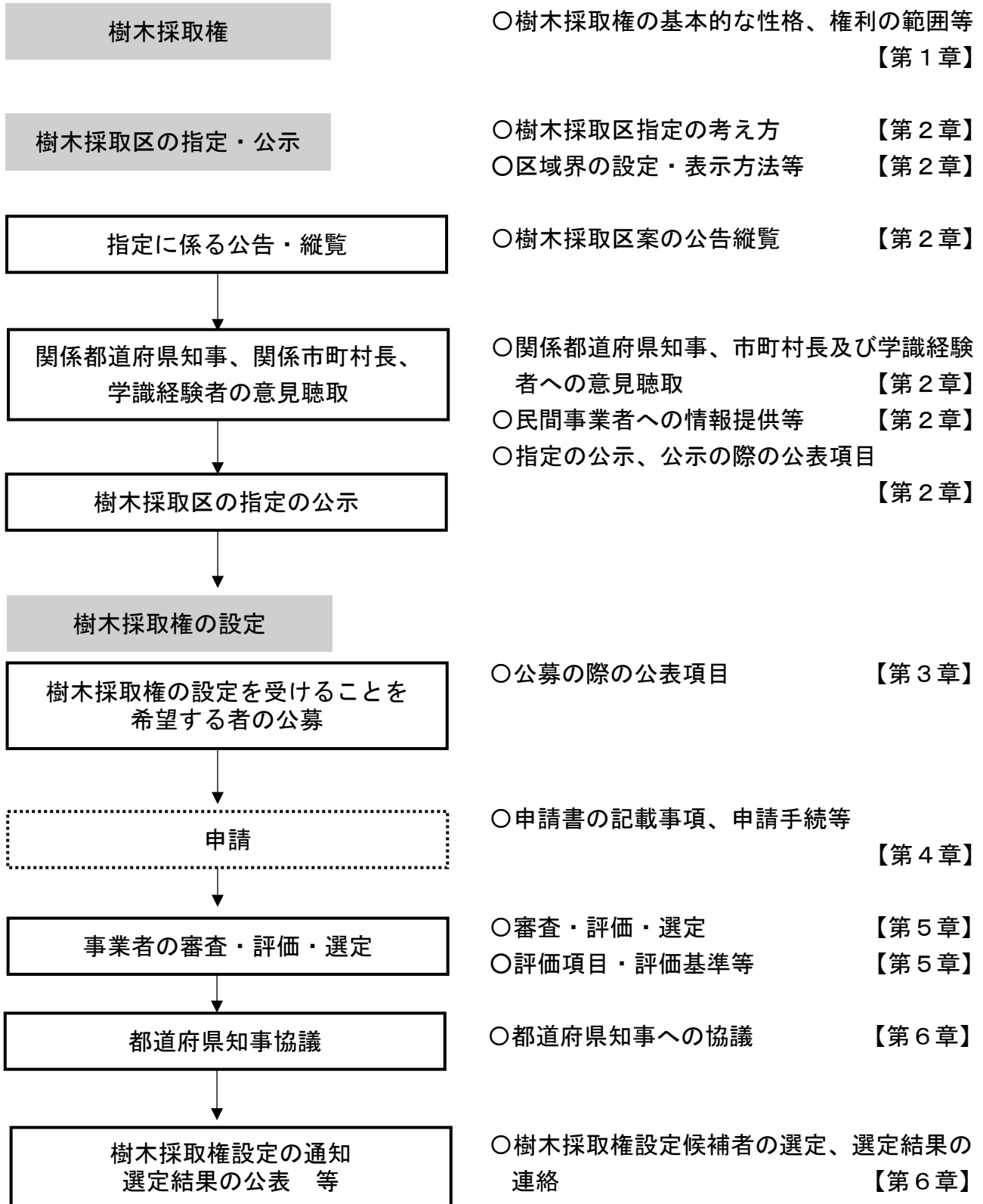
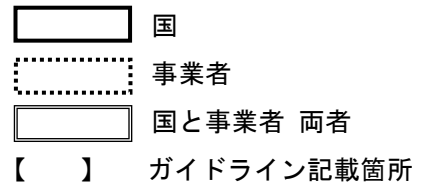
 政令
〔 国有林野の管理経営に関する法律施行令（昭和29政令第121号）
樹木採取権登録令（令和元年政令第148号） 〕

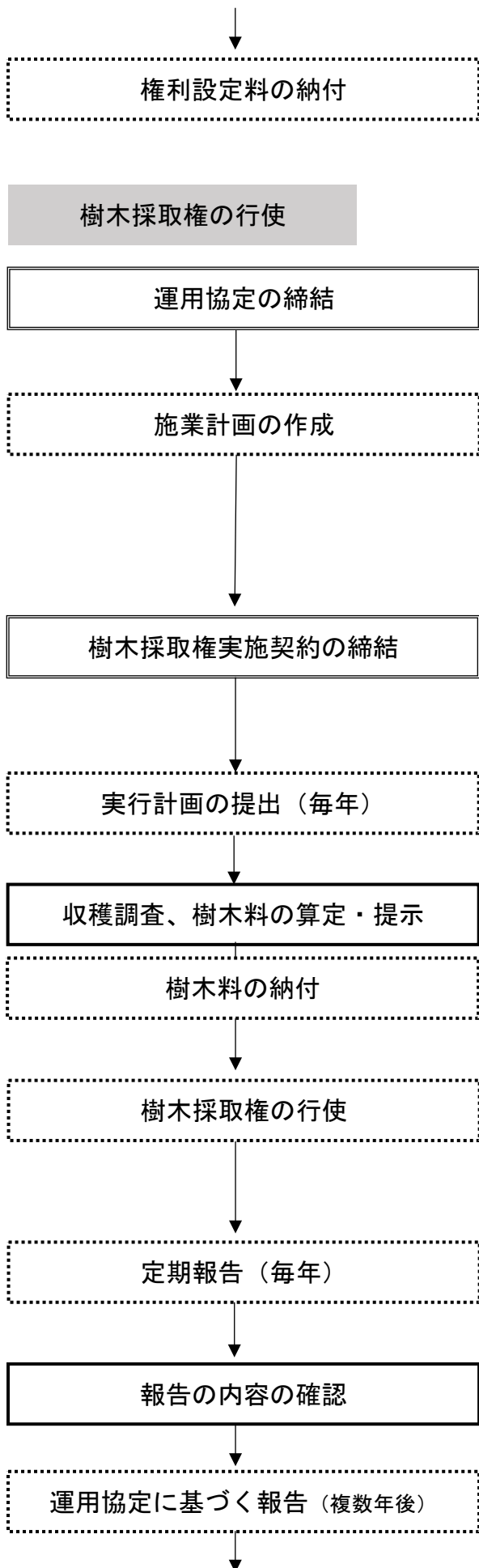
 省令
〔 国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26農林省令第40号）
樹木採取権登録令施行規則（令和元年農林水産省令第49号） 〕

目次

樹木採取権制度の流れとガイドラインにおける記載箇所	3
ガイドラインにおける用語の解説.....	6
はじめに.....	10
第 1 章 樹木採取権について	14
第 2 章 樹木採取区の指定・公示.....	20
第 3 章 公募	29
第 4 章 申請	37
第 5 章 審査・評価・選定	43
第 6 章 樹木採取権の設定	49
第 7 章 権利設定料.....	52
第 8 章 保護義務.....	58
第 9 章 登録	61
第 10 章 運用協定の締結	67
第 11 章 樹木採取権実施契約	71
第 12 章 施業計画等.....	78
第 13 章 土地等の使用.....	91
第 14 章 木材の安定的な取引関係の確立	94
第 15 章 樹木料及び樹木の採取	100
第 16 章 定期報告等.....	112
第 17 章 植栽等	114
第 18 章 リスク分担.....	119
第 19 章 樹木採取権の取消し等	120
第 20 章 存続期間満了後等の取扱い.....	123
第 21 章 樹木採取権者に係る支配権の変動等	125
第 22 章 樹木採取権の移転	126
第 23 章 樹木採取権の放棄	129
第 24 章 会計上・税制上の取扱い.....	131

樹木採取権制度の流れとガイドラインにおける記載箇所





- 樹木採取権設定の通知 【第6章】
- 選定結果の公表 【第6章】
- 権利設定料の納付 【第7章】
- 樹木採取権の登録 【第9章】

- 運用協定の締結 【第10章】

- 国有林の森林計画との適合 【第11章】 【第12章】
- 施業計画の記載事項 【第12章】
- 採取の基準 【第12章】

- 契約事項、手続等 【第11章】
- 樹木料の算定方法の約定 【第15章】
- 植栽の申入れ 【第17章】

- 実行計画の記載事項 【第12章】

- 樹木料の算定 【第15章】
- 樹木料の納付から採取の手続等 【第15章】

- 保護義務 【第8章】
- 土地等の使用 【第13章】
- リスク分担 【第18章】

- 定期報告の内容 【第16章】
 - ・実行報告 【第12章】
 - ・木材の安定取引に係る報告 【第14章】
- 報告内容の確認・調査・指示 【第16章】

- 木材の安定取引に係る報告 【第14章】

報告の内容の確認



権利期間満了・事業終了の報告

- 樹木採取区の解除 【第2章】
- 事業の終了 【第14章】【第20章】

採取跡地における植栽

- 法に基づく申入れ 【第17章】
- 造林事業請負契約に関する手続等

【第17章】

その他

- 実施契約の変更 【第11章】
- 実施契約の履行義務違反等への対応

【第11章】

- 樹木採取権の取消し 【第19章】

- 樹木採取権者に係る支配権の変動等

【第21章】

- 樹木採取権の移転 【第22章】

- 樹木採取権の放棄 【第23章】

- 会計上・税制上の取扱い 【第24章】

ガイドラインにおける用語の解説

用語	解説	主な記載箇所
跡地検査	立木等の買い受け人が購入した物件を搬出した後、樹木採取権者が採取した樹木の搬出後等に、搬出後等の状態を検査するもの	第 15 章
皆伐	主伐のうち森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採する方法	第 2 章、第 7 章、第 12 章
顔の見える木材での家づくり	川上から川下までの関係者が一体となって、消費者の納得する家づくりを行う取組	第 14 章
貸付地	国有財産法関係法令に基づき、国が国以外の者に貸付けた国有林野	第 2 章、第 3 章
間伐	主伐以外の伐採（択伐の対象となる人工林又は単層に近い密度管理が必要な天然林における保育のために行う伐採を含み、除伐を除く。なお、間伐と除伐の区分は造林技術上の観点から森林管理局長が定めるものとする。）	第 3 章、第 7 章、第 12 章、第 15 章
管理経営の指針	地域管理経営計画において定める国有林の管理経営の基本的な考え方及び指針を示したものであり、森林の現況及び発揮すべき機能に応じて、伐採、更新、保育、施設の設置等について定めているもの	第 12 章
共用林野	法第 5 章及びアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成 31 年法律第 16 号）第 16 条に基づき地元住民等が使用する国有林野	第 2 章、第 3 章、第 8 章、第 12 章
経営管理実施権	森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等を実施するための権利（森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 2 条第 5 項）	第 2 章、第 5 章
国有林材供給調整検討委員会	国有林材供給調整対策の実施について（平成 25 年 3 月 26 日付け林国管第 159 号林野庁長官通知）に基づき林野庁及び各森林管理局に設置される、木材市況調査要領（昭和 56 年 4 月 1 日付け 56 林野業第 18 号林野庁長官通知）第 25 条により収集された情報等を基に、専門的な観点から供給調整の必要性、実施方法について意見を求めるための委員会	第 16 章
国有林野	法第 2 条第 1 項の国有林野	全体
国有林野事業	法第 2 条第 2 項の国有林野事業	全体
国有林野施業実施計画	国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）第 12 条の国有林野施業実施計画。森林管理局長が個々の森林の管理経営及び森林施業について規定する計画である。	第 2 章、第 10 章、第 11 章、第 12 章
誤伐	国から採取を認められた樹木以外を伐採すること。	第 1 章、第 8 章、第 18 章
採取箇所	伐区において樹木を採取する箇所	第 12 章

用語	解説	主な記載箇所
事業	樹木採取区における樹木採取権の行使による樹木の採取に関する事業をいう。この事業には、樹木採取権の行使による採取現場での樹木の採取の準備行為は含まれるが、その他の樹木採取権の行使による樹木の採取の準備行為及び樹木採取権の行使により採取した樹木の搬出は含まれない。	全体
地拵え	人工造林の準備作業として、苗木植付のために伐採跡地の残材・枝等を整理すること。	第3章、第17章
システム販売	「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。国有林材の安定供給システムによる販売について（平成14年9月2日付け14林国業第25号林野庁長官通知）に基づいて実施される、地域における木材の安定供給体制の整備や新たな需要拡大、原木の加工及び流通の合理化等に資することを目的とし、需要・販路拡大が必要な間伐材等を対象に、国が製材工場や合板工場等と事前に安定供給に関する協定を締結し、素材（丸太）や立木を国が協定の相手方に安定的・計画的に販売する方法をいう。	第5章、第7章
収穫調査	樹種、材積、材質その他の樹木の伐採又は売払いに必要な事項の調査	第2章、第3章、第11章、第12章、第15章、第18章
主伐	更新又は更新準備のために行う伐採もしくは複数の樹冠層を有する森林における上層木の全面的な伐採並びに被害に基づく伐採その他であって、更新を伴うもの。	第12章
樹木採取区図	樹木採取権登録簿の附属書類であり、樹木採取区の所在地及び面積を示す、登録規則第1条第4号の図面	第9章
使用許可地	国有財産関係法令に基づく許可によって、国以外の者に使用させている国有林野	第2章
使用承認地	国有財産関係法令に基づき、林野庁以外の国の機関が使用している国有林野	第2章
申請額	法第8条の9第1項第5号に規定する公募時に申請者が提示する樹木料の算定の基礎となる額	はじめに、第4～7章、第14章、第15章、第22章
森林経営管理制度	森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、経営管理が適切に行われていない森林について、森林所有者から経営管理の委託を受けた市町村が自ら経営管理を行う、又は、林業経営者に再委託する制度	はじめに、第2章
森林経営計画	森林法第11条第1項の規定により森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者がたてる森林の経営に関する計画	第2章
森林計画区	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の森林計画区	第2章、第12章
森林作業道	集運材や造材等を行う林業機械が主として走行する、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）によらない道	第2章、第12章、第13章

用語	解説	主な記載箇所
森林調査簿	地況および林況の調査により把握された現況等に基づき、小班ごとに面積、法指定の状況、地況（傾斜、地質、林道からの距離等）、林況（樹種、林齢、材積等）等について整理しているものをいう。国有林野施業実施計画の策定及び事業実行の基礎資料となる。	第2章、第3章、第15章
施業群	国有林野管理経営規程第12条第2項第3号の施業群（例）分散伐区施業群、長伐期施業群、複層林施業群、択伐施業群	第12章
択伐	主伐のうち多様な樹種及び多層の樹冠を有する森林に誘導するために行う天然更新を伴う部分的な伐採の方法	第7章、第12章、第15章
取引事業者	申請者又は樹木採取権者が木材の安定的な取引関係の確立に係る協定書等を締結した事業者及び取引事業者と木材の安定的な取引関係の確立に係る協定書等を締結した事業者であって申請書又は実施契約における木材の安定的な取引関係の確立に関する事項に記載される事業者をいう。	第11章、第14章
納入告知書	会計法第6条の規定に基づき、債務者に対して国の歳入についてその納付すべき金額、納付期日、納付場所等を通知する書面をいう	第15章
伐区	実行計画において示される樹木採取区内の樹木が採取される一塊の区域をいう。複層伐、間伐、択伐など、樹木を選択的に採取する採取方法においては、伐区に採取箇所以外の区域を含むこととなる。	第2章、第11章、第12章、第15章、第17章、
伐採率	伐区に対する採取箇所の面積の比率	第7章、第11章、第12章
複層伐	主伐のうち複層状態の森林を造成するために帯状・群状の一定のまとまり又は単木を伐採する方法	第7章、第12章、第15章
分収育林	法第4章の分収育林	第2章
分収造林	法第3章の分収造林	第2章、第3章、第5章、第8章、第10章、第17章
木材製品利用事業者等	木安法第4条第1項の木材製品利用事業者等	はじめに、第1章、第4章、第5章、第6章、第10章、第11章、第14章
木材利用事業者等	木安法第4条第1項の木材利用事業者等	はじめに、第1章、第4章、第5章、第6章、第10章、第11章、第14章
立木販売（立販）	国有林野事業における木材の供給方法として、国が立木で販売するもの	全体
利用間伐	間伐のうち伐採した樹木を搬出して利用するもの	第12章
林冠	樹冠が隣接する樹冠と接して隙間なく連続している状態	第12章

用語	解説	主な記載箇所
林道台帳	林道規程（昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知）に基づき林道の管理者が定める、林道の種類、構造、資産区分等を記載したもの	第3章
林道	林道規程（昭和48年4月1日付48林野道第107号林野庁長官通知）で定める、自動車道、軽車道、単線軌道をいう。	第2章、第3章、第5章、第7章、第10～13章、第15章
林班 小班（林小班）	林班は、国有林野の位置を明らかにし、併せて事業の実行の便に供するために、原則として森林計画区別に要存置林野（法第2条第1項第1号の国有林野をいう。）を分けて設けたもの。小班（林小班）は、1林班内に林況又は管理経営上の取扱いを異にする部分がある場合等において、当該林班を分けて設けたもの。 （表記例：「24林班い小班」「24い林小班」）	第2章、第3章、第12章、第17章
林分	樹種・樹齢・生育状態がほぼ一様で、隣接のものとは林相が区別される森林の一区域	第2章、第3章、第12章、第15章
齢級	森林の年齢を5年の幅でくくった単位をいう。人工林は、苗木を植栽した年を1年生とし、1から5年生を「1齢級」、6から10年生を「2齢級」と数える。	第3章
路網	森林内にある公道、林道（林業専用道を含む。）及び森林作業道の総称、又はそれらを適切に組み合わせたもの	第3章、第5章、第7章、第13章
割増率	申請額を基礎額で除して得られる割合	第4章、第11章、第15章
GIS	Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム	第2章、第15章
林業経営者	森林経営管理法（平成30年法律第35号）第37条第4項で定める民間事業者	はじめに

はじめに
～樹木採取権制度の概要～

(1) 樹木採取権制度創設の背景

我が国の森林は、戦後造成された人工林が本格的な利用期を迎えています。この森林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことで、先人の築いた貴重な資源を継承・発展させることが、これからの森林・林業施策の主要課題となります。

こうした課題に対応するため、森林経営管理法(平成30年法律第35号)が制定され、経営管理が不十分な民有林について、市町村が仲介役となって、その経営管理を都道府県が公募・公表する民間事業者を集積・集約化する森林経営管理制度が平成31年4月からスタートしました。この制度の要となる林業経営者を育成するためには、安定的な事業量の確保が必要となり、そのためには、民有林からの木材供給を補完する形で、国有林から長期・安定的に事業者が樹木を採取できるよう措置することが有効と考えられます。また、森林資源が充実する中で、川上から川下に至るサプライチェーンの当事者が連携して行う非住宅建築物の木造化・木質化等、新たな木材需要の開拓に資する取組を促進していく必要があります。

このような認識の下、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、現行の入札による方法に加え、国有林野の一定区域を「樹木採取区」として指定し、当該区域において、国有林野の公益的機能の維持増進や地域産業の振興等に配慮した上で、木材の需要者と連携する事業者が一定期間・安定的に樹木を採取できる権利である「樹木採取権」を創設する国有林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号。以下「法」という。)の一部改正が行われました。

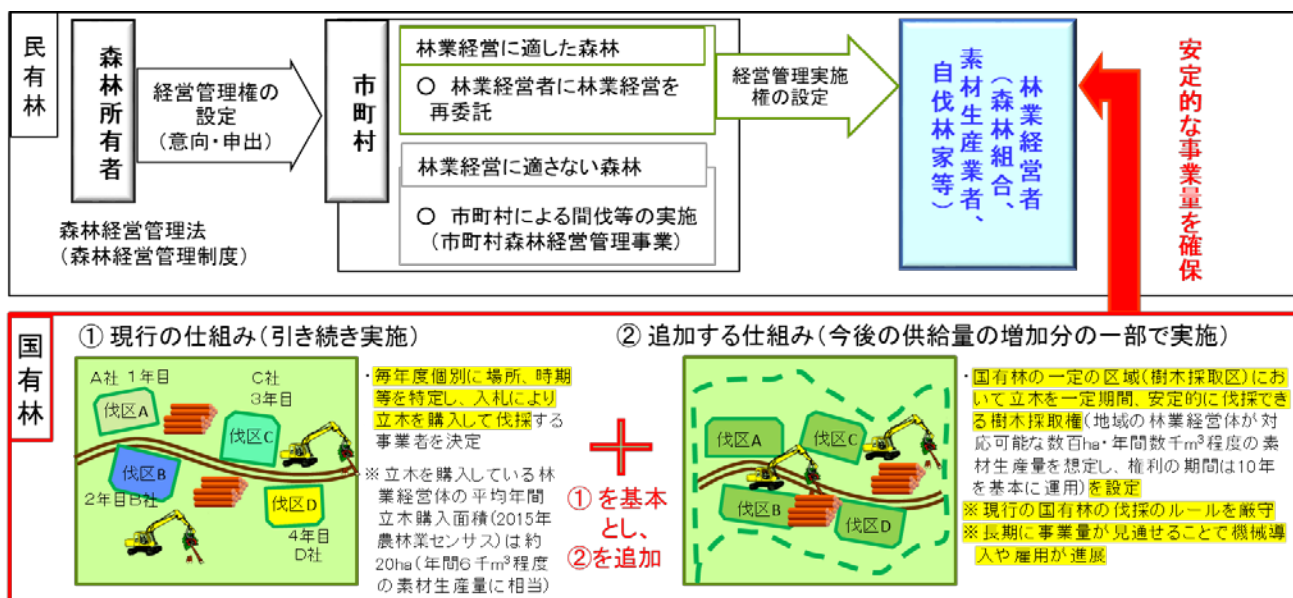


図1：森林経営管理制度の円滑な実施を支援していくための国有林の取組

(2) 樹木採取権制度の主な流れ

ア 樹木採取区の指定

森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること、指定しようとする区域の所在する地域において、国有林及び民有林に係る施策を一体的に推進することにより、地域における産業の振興に寄与すると認められるものであること等の基準に該当する区域を樹木採取区として指定します。

イ 樹木採取権の設定を受ける者の公募及び選定

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

樹木採取権の設定を受ける者は、欠格事由に該当せず、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及びこれを確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること、木材利用事業者等（いわゆる川中事業者）及び木材製品利用事業者等（いわゆる川下事業者）との連携により、木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること等の基準に適合する必要があります。

申請者のうち基準に適合する者の中から、森林管理局長は、樹木料の算定の基礎となる申請額、事業の実施体制、地域における産業の振興に対する寄与の程度等を勘案し、樹木採取権の設定を受ける者を選定し、関係都道府県知事に協議の上、選定した者に樹木採取権の設定を行います。樹木採取権の設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）は、樹木採取権の設定に際し、権利設定料を納付しなければなりません。

ウ 樹木採取権の行使及び採取跡地の植栽

樹木採取権者による樹木採取権の行使及び採取跡地の植栽については、樹木採取権者と森林管理局長が締結する樹木採取権実施契約及び樹木採取権運用協定により、具体的な内容が定められます。

（ア）樹木採取権実施契約

樹木採取権者は、事業の開始前に、森林管理局長と、樹木を採取する箇所、その箇所ごとの面積、採取方法等の具体的な施業の計画、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項等を内容に含む法第8条の14第1項の樹木採取権実施契約（以下「実施契約」という。）を締結しなければなりません。実施契約の内容は、公益的機能の維持増進等の観点から、現行の国有林の伐採のルールに則り、法第8条の14第2項第1号の森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準（以下「採取の基準」という。）、樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画等に適合する必要があります。また、樹木採取権者は、実施契約に基づきあらかじめ国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならないこととされています。

実施契約は、5年ごとに5年を一期として締結しなければなりません。国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができるとされています。具体的には、実施契約の期間を地域管理経営計画の計画期間と整合させることにより、5年よりも短い期間とする場合などがあります。

（イ）樹木採取権運用協定

樹木採取権者は、樹木採取権の設定後速やかに、実施契約の締結手続、土地の使用に関する事項等、樹木採取権の存続期間及び存続期間満了後を通じた国と樹木採取権者との間の権利義務を定める樹木採取権運用協定（以下「運用協定」という。）を、森林管理局長と締結しなければならないこととなります。

(ウ) 樹木の採取跡地における植栽

樹木の採取跡地における植栽については、国が事業者との間で造林事業請負契約を締結することにより責任を持って行いますが、採取跡地における植栽を効率的に実施するため、樹木採取権者に、植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとされています。このため、森林管理局長は、公募の際に、実施契約等に基づき樹木採取権者が植栽に係る作業を行うことを提示し、これに応じた者から樹木採取権者を選定することとし、樹木採取権者は、樹木採取権の設定後、実施契約等に基づき、国と造林の請負契約等を締結し、採取跡地の植栽を行うこととなります。

エ 報告、指示及び樹木採取権の取消し

森林管理局長は、事業の適正を期するため、樹木採取権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができます。この指示に正当な理由がなく従わないときは、森林管理局長は樹木採取権を取り消すことができます。

このほか、森林管理局長は、樹木採取権者が国有林の伐採のルールに適合しない採取を行うなど実施契約において定められた事項について重大な違反があったとき、樹木料を納付しないで樹木を採取したとき等、法で定められた場合に該当するときは、樹木採取権を取り消すことができます。

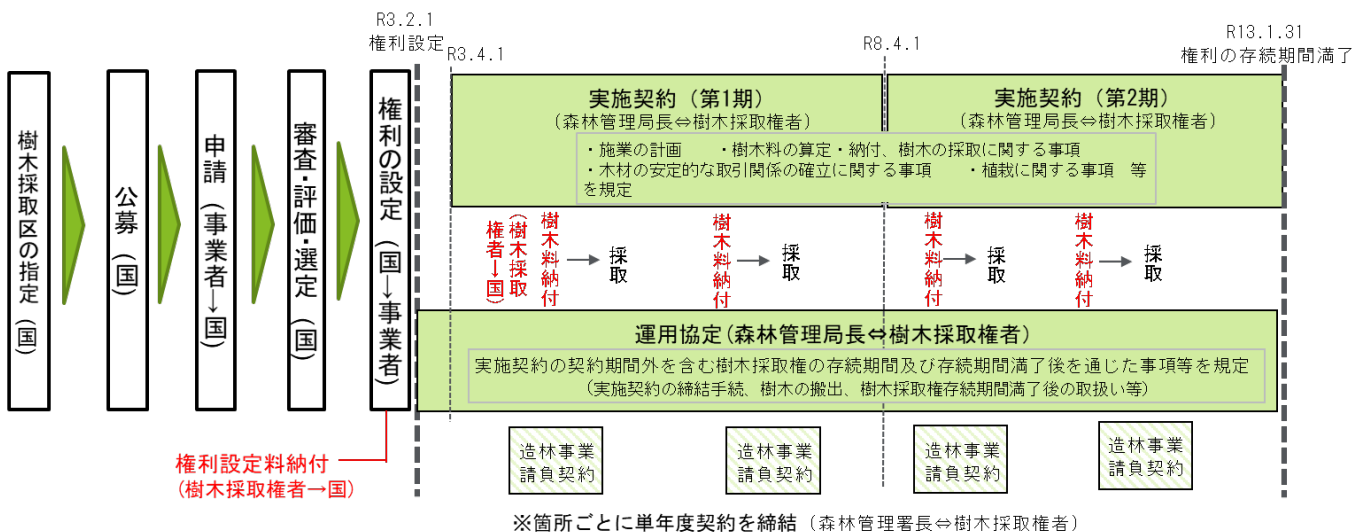


図2：樹木採取権制度の流れのイメージ※

※ 令和3年2月1日に存続期間10年の権利を設定した場合

(3) 関連する改正事項

国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第31号）

以下「国有林改正法」という。)においては、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号。以下「木安法」という。）等も一部改正されました。

木安法の事業計画の作成者に、川上事業者として森林経営管理法第36条第2項の規定に基づき都道府県が公表する民間事業者等が加えられるとともに、川下事業者が新たに位置づけられ、事業計画に任意で含まれる促進措置の実施者に、木材輸送業者が加えられました。さらに、川上、川中、川下の各事業者が連携して行う取組に対し、低利の資金融通及び債務保証の措置を講ずることとされています。

また、今回の改正では川上、川中と共同して木材需要の拡大に取り組むことを条件に、中小住宅生産者や家具製造事業者等川下の事業者も支援の対象となりました。また、サプライチェーンの構築に当たって重要な役割を果たす木材輸送業者も対象とされ、木材の流通の円滑化、利用の促進を図る制度となっています。

なお、木安法における森林所有者等が樹木採取権の設定を受けた場合において、樹木採取権の設定の翌日から1年以内に、樹木採取権者並びに当該樹木採取権にかかる申請書に記載された木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等から都道府県知事等に申請があった場合、これらの者を木安法の認定事業者と、当該申請書を木安法の認定事業計画とみなし、木安法の金融措置等を適用することとされています。

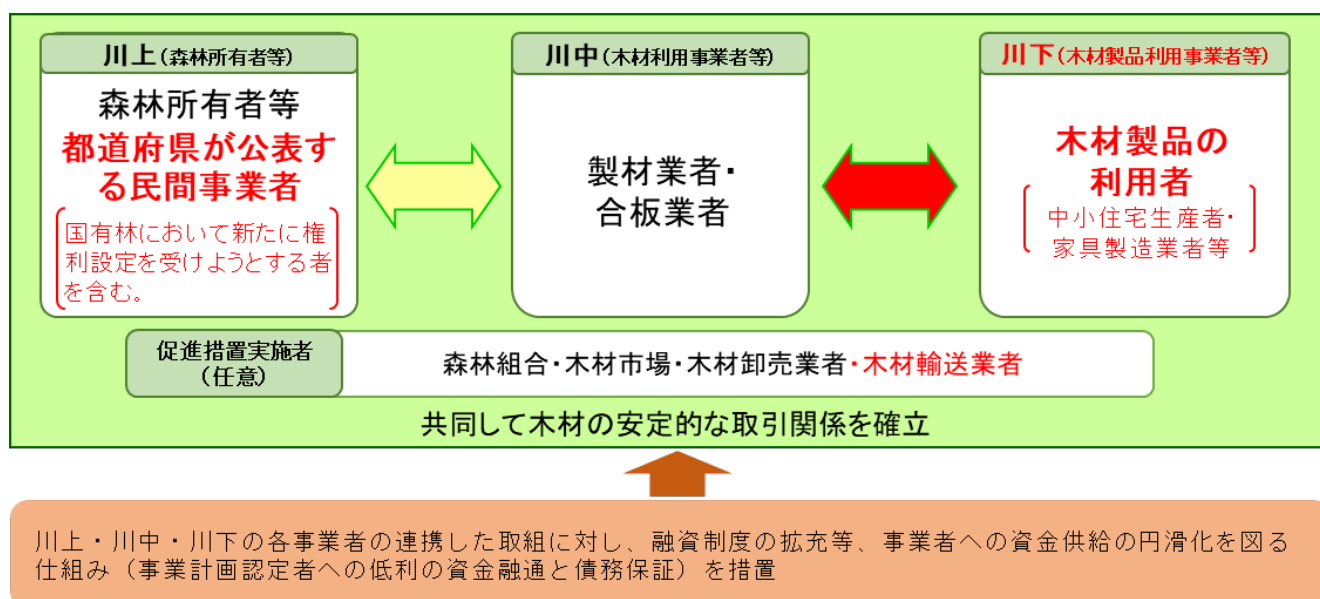


図3：木安法等の改正概要

第1章 樹木採取権について

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(事業の開始の義務)

第八条の十三 樹木採取権者は、農林水産大臣が指定する期間内に、事業を開始しなければならない。

2～4 (略)

(樹木採取権実施契約)

第八条の十四 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「樹木採取権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 当該契約の期間にわたって行う施業の計画であつて、次に掲げる事項をその内容に含むもの

イ 樹木を採取する箇所及びその箇所ごとの面積に関する事項

ロ 樹木の採取方法に関する事項

ハ 各年ごとの採取面積に関する事項

二 第四項の規定により納付すべき樹木料の算定及び納付に関する事項

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

四 事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

五 事業の円滑な実施のために必要な事項その他農林水産省令で定める事項

2 樹木採取権実施契約の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号の施業の計画（次号において「施業計画」という。）が、国有林野の公益的機能の維持増進及び木材の持続的かつ計画的な供給の観点から農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木の採取に関する基準に適合すること。

二 前号に掲げるもののほか、施業計画が樹木採取区の所在する国有林野に係る地域管理経営計画に適合すること。

三 第八条の八第二項の申請書の内容に即していること。

3 樹木採取権実施契約は、五年ごとに、五年を一期として締結しなければならない。ただし、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施を確保するため必要があるときは、その期間よりも短い期間とすることができる。

4 樹木採取権者は、樹木採取権実施契約に基づき、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、国に樹木料を納付しなければ、樹木採取区における樹木を採取してはならない。

（性質）

第八条の十五 樹木採取権は、物権とみなし、この法律に別段の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

（権利の目的）

第八条の十六 樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができない。

（樹木採取権の存続期間）

第八条の十九 樹木採取権の存続期間は、五十年以内とする。

（準用規定）

第八条の二十四 樹木採取権者については、第十三条の規定を準用する。この場合において、同条中「分収林」とあるのは、「樹木採取区」と読み替えるものとする。

（保護義務）

第十三条 造林者は、分収林について、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 火災の予防及び消防

二 盗伐、誤伐その他の加害行為の予防及び防止

三 有害動物及び有害植物の駆除及びそのまん延の防止

四 境界標その他の標識の保存

（採取跡地の植栽）

第八条の二十五 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

(2) 樹木採取権について

ア 樹木採取権の基本的な性格

樹木採取権は、国有林野の一定の区域（樹木採取区）に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利であり、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなすこととされています。このため、樹木採取権者は、樹木採取権への侵害に対して、物権的請求権（妨害予防請求権又は妨害排除請求権）の行使が可能となります。樹木採取権は、森林管理局長の行政処分（講学上の「特許」）により、創設的に設定されるものであり、樹木採取区において、国の所有に属する樹木を伐採し、及び取得する（＝採取する）ことにより、自己の所有に移すことをその内容とするものです。同様の権利内容の構成を採用している物権としては、採石法（昭和25年法律第291号）第4条第1項に規定する採石権があり、採石権は設定行為をもって定めるところに従い、他人の土地において、他人の所有に属する岩石等を採掘し、及び取得する（＝採取する）ことにより、自己の所有に移すことをその内容としています。

樹木採取権の行使対象となる樹木は、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないこととされているため、樹木採取権は、「樹木採取区に生育している樹木」から、「樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木」を除いたものを採取する権利と定義されます。

また、樹木採取権は、法人の合併その他の一般承継、譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目的となるほか、権利の目的となることができません。

樹木採取権者は、樹木を採取する箇所、その箇所ごとの面積、採取の方法等を定める施業の計画等を内容に含む実施契約を国と樹木採取権者の間で締結し、同契約に基づき、採取する樹木の対価である樹木料を国にあらかじめ納付しなければ、樹木を採取してはならないこととされています。この樹木料は、財政法（昭和22年法律第34号）第9条第1項「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」の規定に鑑み、立木の売買契約における所有権移転の場合と同様、適正な樹木の対価として徴収するものです。

イ 権利の範囲について

(ア) 権利の範囲

樹木採取権は、樹木を採取することのみを権利とするものであり、また、樹木を採取するという権利内容の達成のために必要な範囲内の樹木採取区内の土地の使用は当然にして権利内容に含まれますが、植栽や保育は権利には含まれていません。

樹木採取権の行使対象となる樹木は、樹木採取権者によって伐採され根株と切り離された瞬間に、樹木採取権の行使の効果として、国から樹木採取権者に所有権が移転することになります。樹木採取権の行使対象となる具体的な樹木の範囲には、丸太となる樹幹部分のほか梢端部及び枝葉を含み、国有林野に残された根株については、国に所有権が残ります。

(イ) 樹木採取権の行使対象となる樹木の範囲とその留意点について

樹木採取権は、樹木採取区に生育する樹木を採取する権利であり、樹木採取区に生育する樹木のうち、樹木採取権の行使対象から法の規定により除外される樹木は、樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木のみであり、例えば樹木採取区内で樹木が採取された後に天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木は樹木採取権の行使対象となり得ます。

しかしながら、これらの樹木について樹木採取権の行使対象とすることは、国有林野の有する公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれがあること、樹木の採取跡地、災害跡地等において国有林野事業として行う植栽及び保育に支障を及ぼすおそれがあることから、国有林野の適切な管理経営の実施を確保し、国有林野事業の一環として行われる樹木採取権に係る事業を円滑に行うため、樹木採取権者が原則としてこれらの樹木を採取してはならないことを採取の基準に定めたとうえで、実施契約において、採取の基準に定める樹木を採取してはならない旨を規定する運用を行うこととしています（「第12章 施業計画等」（5）アを参照）。

なお、採取跡地等における樹木採取権の放棄の取扱いについては、運用協定において定めます（「第23章 樹木採取権の放棄」（3）ウを参照）。

表1：権利の範囲

	範囲内	範囲外
行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木の採取 ・ 樹木を採取するために必要な範囲の樹木採取区内の土地の使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植栽 ・ 保育
対象となる樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木採取区において生育している樹木 <p>（天然更新した樹木、災害等により樹木が消滅した跡地に植栽した樹木も含むが、契約により原則として採取してはならないこととする。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木採取権に基づき樹木が採取された跡地に植栽された樹木

ウ 樹木採取権者に課される義務

（ア）権利設定料の納付義務

樹木採取権者は、樹木採取権の設定に際し、国に権利設定料を納付しなければなりません。この権利設定料は、国民共有の財産である国有林の樹木を長期安定的に独占して採取することにより、樹木採取権者は、現行の入札等による方法に基づき国有林野に生育する樹木を伐採する事業者 비해、効率的かつ安定的な事業の実施が可能となるため、公平性及び公正性の観点から、権利を得ることの対価として国が徴収するものです。

（イ）事業の開始の義務

樹木採取権者には、森林管理局長が指定する期間内に事業を開始する義務があります。これに違反して事業を開始しないことは、樹木採取権の取消しの事由となります。

(ウ) 実施契約及び運用協定の締結義務

樹木採取権者は、事業を開始する前に実施契約を締結しなければならないこととされており、(イ)のとおり、樹木採取権者には事業の開始の義務が課されていることから、実施契約の締結も樹木採取権者の義務となります。

また、国が公募の際に設定する参加資格要件に基づき、樹木採取権者は、樹木採取権の設定を受けたときは、速やかに森林管理局長と運用協定を締結しなければならないこととされています。

(エ) 保護義務

「第8章 保護義務」(3)を参照

エ その他留意事項

(ア) 樹木採取区の区域の変更について

樹木採取区は、森林管理局長により指定・公示されるもので、樹木採取権を行使できる区域であり、樹木採取権の設定後における樹木採取区の区域の増減は、みなし物権である樹木採取権の権利の内容そのものに関わるものです。

樹木採取権の設定後における樹木採取区の増加を伴う区域の変更については、設定した樹木採取権の内容そのものが変わるため、これを行うためには、樹木採取権を一旦取り消した上で、樹木採取区の指定及び樹木採取権者の公募を改めて行うことが必要となり、事実上このような手法は取り得ません。

一方、樹木採取権の設定後における樹木採取区の減少については、樹木採取区を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた際等の樹木採取権の一部取消し、自然災害の発生により樹木の採取が不可能になった際等の樹木採取権の一部放棄又は法第8条の22第3項の規定に基づく樹木採取権の消滅により生じます。このため、森林管理局長は、樹木採取権の一部取消しを行った際、樹木採取権の一部放棄がなされた際又は法第8条の22第3項の規定に基づく樹木採取権の一部消滅が生じた際には、速やかに樹木採取区の変更の公示を行うこととなります。

(イ) 樹木採取権の存続期間の変更について

樹木採取権は、設定の際に示された存続期間に限って存続する権利です。また、樹木採取権の存続期間の増減に係る実体規定及び手続規定は存在しておらず、存続期間の増減を伴う変更については、設定した樹木採取権の内容そのものが変わるものです。このため、存続期間の増減を伴う変更については、樹木採取権を一旦取り消した上で公募を改めて行うことが必要となり、事実上このような手法は取り得ません。

(ウ) 樹木採取権の分割・併合について

樹木採取権は、分割又は併合ができず、樹木採取権を共有することはできません。法において分割又は併合を禁じているのは、以下の理由によります。

- ① 分割又は併合により効率的かつ安定的な林業経営を育成するという政策目的が達成できないおそれがあること
- ② 分割又は併合は、樹木採取権の内容を大きく変えるものであるため、樹木採取権者の公募を改めて行う必要があり、国民共有の財産である国有林野の適切かつ効率的な管理経営に支障を及ぼすおそれがあること

表 2：権利内容の変更について

権利の変更		可否
区域の変更	増加	改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない
	減少	権利の一部取消し等により生ずる。この場合には、樹木採取区の変更の公示を行う
存続期間の増減		改めて権利設定が必要であり、権利内容の変更という手法は取り得ない

(3) その他

樹木採取権の登録については「第 9 章 登録」を、樹木採取権の取消しについては「第 19 章 樹木採取権の取消し等」を、樹木採取権の移転及び一般承継については「第 22 章 樹木採取権の移転」を、樹木採取権の放棄については「第 23 章 樹木採取権の放棄」を参照ください。

第2章 樹木採取区の指定・公示

(1) 法の規定

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(2) 省令の規定

(樹木採取区の指定の基準)

第二十八条の二 法第八条の六第一項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 その所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められる区域であること。
- 二 地勢等の地理的条件が悪く、事業の実施が不利な区域でないこと。
- 三 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある区域でないこと。

(樹木採取区の指定に関する公示の方法)

第二十八条の三 法第八条の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(3) 樹木採取区の指定の考え方について

森林管理局長は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、

- ① 樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であること（森林資源の条件）
 - ② 指定しようとする区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準（経済的社会的条件）
- に該当するものを、樹木採取区として指定することができることとされています（法第8条の6第1項）。

(4) 森林資源の条件及び経済的社会的条件について

各条件について、具体的な考え方は以下の通りになります。

なお、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るという制度の趣旨を踏まえると、

① 2015年農林業センサスにおける立木を購入している林業経営体の平均的な年間購入面積が約20haであること

② 林業機械の償却期間

等を考慮し、年間の採取面積が20ha程度、樹木採取権の存続期間が10年間程度、樹木採取区の面積が200～300ha程度の規模が基本となります。ただし、地域の取組として大規模な製材工場等を新たに誘致する場合等国産材の需要拡大のニーズが特に大きい地域においては、当該地域の木材需要の動向、森林資源の状態等を勘案しつつ、10年を超える期間、基本の面積を超える規模も設定できることとしています。

ア 森林資源の条件について

原則として、「樹木の採取に適する」は、スギ、ヒノキ、カラマツ、トドマツなど、一般に流通している樹種の人工林を指し、「相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域」は、一の森林計画区（森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の森林計画区をいう。以下同じ。）内で、近接する複数の名称の国有林野において、一定期間、機械や土場を移転させずに、効率的に事業を実施できる程度の林分のまとまりからなることとしています。

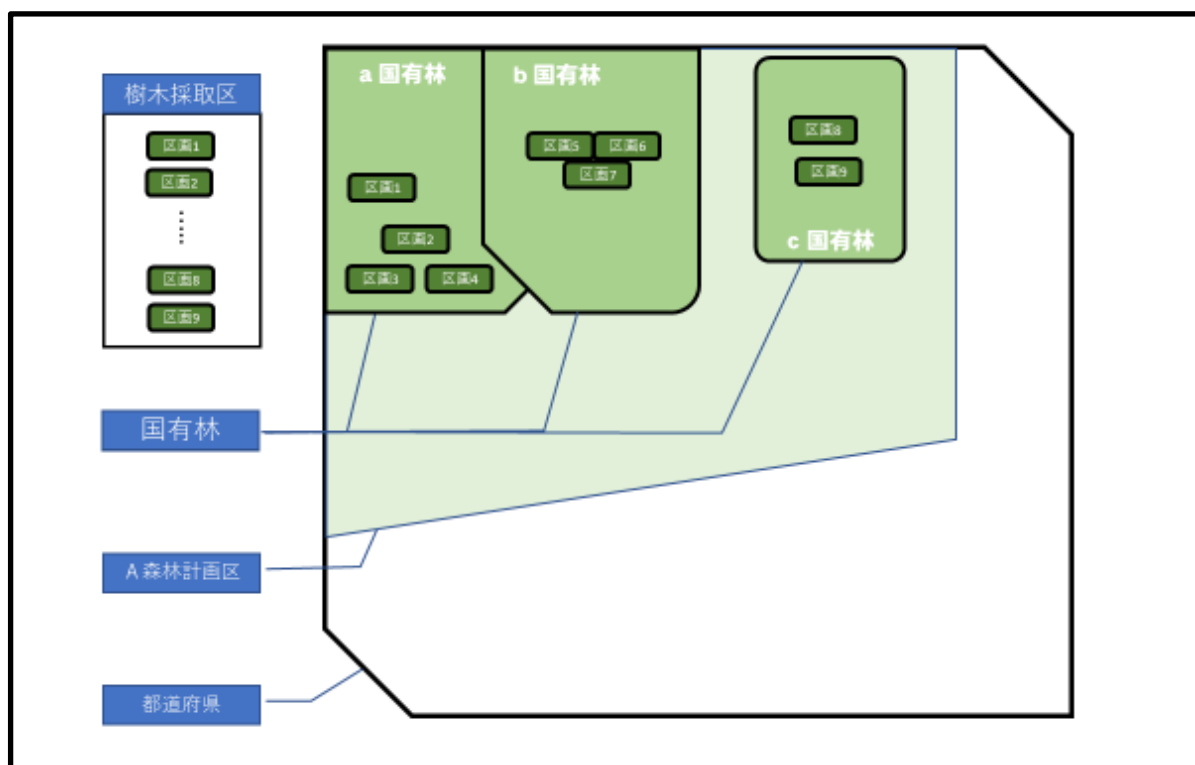


図4：樹木採取区の面的配置のイメージ

イ 経済的社会的条件について

経済的社会的条件については、国有林野の管理経営に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第28条の2で次の（ア）から（ウ）のように定められています。

（ア）その所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められる区域であること

（ア）の該当性の判断に当たっては、以下の①から④の事項を勘案することとし

ています。なお、「地域」の範囲については、民有林施策において主体的役割を担う都道府県とすることを基本とします。

① 木材供給量増大の潜在的なニーズ

地域において加工施設の整備の計画があること、木材供給量増大の要望が大きいことをはじめ、民有林材の供給体制の整備、木材需要の拡大、林業労働力の確保、再造林の推進等の状況又は民有林と国有林の連携に関する計画の内容等により、樹木採取区の指定による木材供給量増大の潜在的なニーズがあると認められること。

② 森林経営管理制度等への支援のための事業確保の必要性

地域における民有林行政が、森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定又は森林経営計画の認定率の向上若しくは高水準の維持に意欲的であり、将来、森林経営管理制度等が活発に活用されると見込まれること。

③ 地域として林業事業体の生産力向上の必要性

都道府県が策定する計画又は森林・林業基本計画の目標に照らし、地域における林業事業体の労働生産性又は林業就業者当たりの年間素材生産量を向上させる必要性が高いと認められること。

④ その他

樹木採取区が所在する森林計画区における過去の国有林材の伐採実績と伐採計画量を比較し、当該樹木採取区から供給が予想される収穫量が当該森林計画区全体の増加分を超えないこと、立木販売及び製品生産・販売による国有林材の供給が引き続き可能であること、採取後に地域の再造林用苗木の需給調整に著しい支障が生じないことその他の地域産業の振興に支障を及ぼすおそれがないこと。

(イ) 地勢等の地理的条件が悪く、事業の実施条件が不利な区域でないこと

(イ) の該当性の判断に当たっては、以下の①から⑤の事項を勘案することとしています。

① ha 当たりの蓄積が少ない、又は枝別れ、曲がり等の多い林分ではないこと（可能な範囲で目視により確認する）。

② 著しい急傾斜地ではないこと。

③ 道から著しく離れていないこと。

※ 林道等については、指定時の現況により判断し、将来的な林道等の新設及び拡幅を前提としない。

④ 道路等の開発計画がなく、また国有林以外の者の土地や既存の公道、道路等の開発計画のある土地等と隣接しないこと。

⑤ 公道を含めた樹木採取区へのアクセスについて、工事等による長期間の通行規制や隘路（重量制限のある橋梁や幅員の狭い道）等の支障がないことその他の事業の実施条件が不利な区域でないこと。

(ウ) 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがある区域でないこと

(ウ) の該当性の判断に当たっては、以下の①から⑤の事項を勘案することとしています。

- ① 共用林野（薪炭共用林野、放牧共用林野等樹木を損傷する可能性があるもの）、分収造林地、分収育林地、貸付地及び使用許可地並びに使用承認地（以下「貸付地等」という。）など他者の権利への侵害のおそれがないこと。
- ② 自然環境保全上重要な地域を含まないこと等、公益的機能の維持増進に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ レクリエーションの森や協定の森など樹木採取権の設定により当該区域における関係者の活動に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ④ 採取の際に森林作業道等が①、②、③及び（イ）の④の区域を通過することが明らかな林小班ではないこと。
- ⑤ その他樹木採取権の設定により、適切かつ効率的な国有林野の管理経営に支障を及ぼすおそれがないこと。

（5）樹木採取区の区域界について

ア 区域界の設定の基本的な考え方について

樹木採取区は数百 ha の規模になることから、

- ① 現地で精緻に全ての樹木採取区の区域界（以下この章において単に「区域界」という。）を表示し、又は確認することは、国及び事業者の双方に過度の負担が生じること、
- ② 一方、樹木採取区の公示に用いる基本図は地形、林小班の形状等を示し一定の信頼性を持つ情報であること

等を踏まえ、原則として、天然地形や林小班界等により区域界が明確な箇所を基本図上で樹木採取区として選定しますが、樹木採取区の区域界を定める際に一部が不明瞭である場合、樹木採取権の存続期間が長期にわたる場合等については、現地で確認し、必要に応じて、長期間耐久性のある境界標を設置する、内縁木にペンキによって帯状に着色するなど、区域界を明瞭にして、図面に表示します。また、林道敷、除地、岩石地等の林小班内雑地及び樹木の採取が行えないことが明らかな保護樹帯等については、面的なまとまりで控除することができる場合で、樹木の採取や搬出の作業に支障がないと認められる場合には、原則として、樹木採取区に含めないこととします。

イ 樹木採取区の区域界の図面での表示方法等について

区域界の表示は、原則として、5,000 分の 1 の縮尺の図面（基本図）を用いて行います（以下「区域図」という）。具体的には、天然地形、林道敷、林相界[※]等を区域界とし、区域図には、当該区域における現地での区域界の表示の方法、区域界と林小班界の関係等について、境界標等による現地表示を行っているか、区画界と林小班界とが一致しているか等により、表示方法 A、B、C として示します。それぞれの表示方法については表 3 に整理しています。

※ 指定時の林相界の位置を区域界とできるのは、森林管理局長が権利の存続期間にわたりその位置が不動かつ明瞭であると判断した場合。

なお、林相界など現地の区域界の状況を確認できるよう、参考情報として空中写真、衛星画像等（いずれも撮影時期を付記したもの）を基本図の下地とした図面を公示の際に公表します。空中写真、衛星画像等により確認できる面的なまとまりのある林小

班内雑地（以下「明確な林小班内雑地」という。）は、表示方法 A 及び表示方法 B では、あらかじめ樹木採取区の区域から除外します。

また、樹木採取区のうち林小班界で区切られる部分を区画と定義し、区域界と区画界が一致しない部分は、区画界についても区域界と判別できるよう区域図に表示します。森林資源の状況などのデータは、区画ごとに整理して公表します。

ウ その他

樹木採取権の設定後、伐区を設定する際には、樹木採取区の公示の際に公表された区域図を用い、現地で国及び樹木採取権者が、伐区が区域界を越えていないかについて、十分に確認することとします。

表 3：現地での区域界の表示等

項目	表示方法 A	表示方法 B	表示方法 C
区域界等と林小班界の関係	・区域界は必ずしも林小班界と一致していない。	・区域界は必ずしも林小班界と一致していない。	・区画界と林小班界が一致している。
区域界等の設定の考え方	① 林小班の一部を樹木採取区に設定しようとする場合であって、 ② 図面又は現地において一部又は全部の区域界が不明瞭である場合。 ③ 不明瞭な箇所は現地表示を行う。	① 林小班の一部を樹木採取区に設定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該区域界が一定程度明瞭である場合。	① 林小班全体を樹木採取区として設定しようとする場合であって、 ② 図面及び現地において、当該林小班界（区画界）が一定程度明瞭である場合。
指定時の現地表示等※1	・現地で不明瞭な箇所は境界標、ペンキ等で現地表示し、それ以外の区域界の現地表示は省略可。	・区域界の現地表示の省略可。	・区域界の現地表示の省略可
イメージ			

※1 現地で区域界が明瞭かどうかは、空中写真、衛星画像等で判定。

(6) 樹木採取区の案の公告縦覧等について

森林管理局長は、樹木採取区を指定しようとするときは、その旨公告し、当該樹木採取区案（名称、所在地、面積、図面等）を、当該公告の日から 30 日間公衆の縦覧に供することになります。この公告縦覧は、広く地域住民や民間事業者が閲覧できるよう

インターネットの利用その他の適切な方法により行います。

公告があったときは、当該縦覧に供された樹木採取区の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、森林管理局長に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができます。

森林管理局長は、縦覧期間満了後、当該樹木採取区の案について、申立てがあった意見の要旨を付して、樹木採取区の指定を予定する都道府県知事、市町村長及び学識経験を有する者の意見を聴いた上で樹木採取区を指定することとなります。

公募前に樹木採取区の所在地が変更される場合や、面積が増加する場合は、改めて30日間の公告縦覧に供することとなりますが、樹木採取区的面積が減少する場合は公告縦覧は行いません。

なお、この公告縦覧及び意見聴取の手続については、樹木採取区を計画事項として含む地域管理経営計画、国有林野施業実施計画の案に係る公告縦覧及び意見聴取の手続をもって代えることができることとしています。

(7) 民間事業者への情報提供等の対応について

民間事業者への情報提供の観点から、森林管理局において、当該樹木採取区の案についての民間事業者向け説明会を開催するものとし、樹木採取権の設定の申請を希望する者から現地踏査を行いたい旨の要望があった場合には可能な限り応じるほか、追加資料の提供の要望があった場合には可能な範囲で提供することとしています。

また、民間事業者の経営判断に資するよう、森林資源の状況、樹木採取権の存続期間の案等、公募時に森林管理局長が公表する予定の資料の一部については、樹木採取区の案の公告縦覧の時点から可能な限り公表します。なお、この時点では公募は開始されていないため、公表する資料は、あくまで公募時に公表する予定の資料の案という位置づけとなります。

なお、樹木採取区の案の公告縦覧から樹木採取権の設定の申請の締切までの期間について、法令上具体的な定めはありませんが、目安として5～6か月程度の期間の確保が目安となります。

(8) 樹木採取区の指定の公示について

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければなりません。

樹木採取区の指定に係る公告縦覧時及び指定の公示時に森林管理局長が公表する項目については下表のとおりです。

表4：樹木採取区の指定に係る公告縦覧時及び指定の公示時に公表する事項

項目	指定に係る公告縦覧時	公示時
樹木採取区の名称、所在地及び面積	○	● (名称は◎)

図面	○	●
樹木採取権の存続期間	○	○
森林資源の状況	○	○
林道等の状況	○	○

注1：「●」は法令により公表するとされている事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を公表する事項。

ア 樹木採取区の名称、所在地及び面積について

(ア) 樹木採取区の名称及び所在地

樹木採取区の設定が容易となるよう、その名称を設定し、示します。

所在地については、樹木採取区に含まれる林小班が特定できるよう、都道府県名、市町村名、町若しくは字名、国有林名（字名又は国有林名がない場合については除く。）及び林小班名（林小班の一部の場合は、「区域図のとおり」と明記。）を示します。

（記載例）

名称 ○○樹木採取区

所在地 ○○県○○町字○○

○○国有林○○林班い～は小班、○○林班に～ぬ小班、○○林班る～そ小班

(イ) 樹木採取区的面積及び採取可能面積

樹木採取区的面積は、森林調査簿に記載された数値又は国有林 GIS 等で計測した面積であり、採取可能面積は、権利設定料の算定及び採取面積の規整に用いられる面積です。なお、これらの面積は、小数点第2位にとどめ、第3位以下を四捨五入します。

それぞれの面積については、区域内に保護樹帯を設定することとなる可能性等を考慮し、以下のように求めます。樹木採取区内の区画のそれぞれの面積を合計したものが、樹木採取区全体の区域面積及び採取可能面積となります。

（表示方法 A 及び表示方法 B）

- ① GIS 等で区画の面積を計測。
- ② 採取可能面積は、区画面積から空中写真や衛星画像を基に③により算出される明確でない雑地（以下「明確でない区画内雑地」という。）の面積を控除した面積に 0.75^{*1} （区域界に設定する保護樹帯を除いた割合）及び 0.9^{*2} （想定されていなかった保護樹帯、見えない岩石地等を除いた割合）を乗じて区画ごとに算定したものを合計。

※1 採取可能面積の算定に用いている 0.75 については、表示方法 A 及び表示方法 B の場合、明らかな保護樹帯を区域から除外していることを踏まえ、5ha の長方形の樹木採取区内の伐区（例えば $100\text{m} \times 500\text{m} = 5\text{ha}$ ）

の周囲半分に 25mの保護樹帯を設けた場合の伐区面積と区域面積の比率(保護樹帯において、権利の存続期間中に樹木の採取ができない前提)。

※2 採取可能面積の算定に用いている 0.9 については、平成 24~29 年度に立木販売で売り払った皆伐箇所の区域面積に対する平成 29 年度の当該箇所での新植面積の割合が 90%であることに基づくもの。以下同じ。

- ③ ②の明確でない区画内雑地の面積は、樹木採取区から除いた明確な林小班内雑地が森林調査簿データの林小班内雑地(林道敷、除地、岩石地など)の面積を超えない場合は、その差を林小班内の区画の内外で按分して算定。超える場合は、②の明確でない区画内雑地の面積をゼロとして扱う。
- ④ 一つの区画に複数の伐区の設定が想定される場合(第 15 章の別紙 1 3 (2)を参照。以下同じ。)、②の区域界に設定する保護樹帯を除くための割合として、0.75 に代えて、想定伐区の合計面積を区画の面積で除した数値を用いる。
- ⑤ 明確でない区画内雑地は③と同様に取扱う。その場合、想定伐区を区画内、想定伐区としなかった箇所を区画外として計算する。

(表示方法 C)

- ① 区画の面積は、森林調査簿の林小班面積となる。
- ② 採取可能面積は、明確な区画内雑地又は森林調査簿の林小班内雑地の面積の大きい方を①から控除した面積に $0.6^{※3}$ (区域界に設定する保護樹帯を除いた割合)及び 0.9 を乗じて算定。

※3 採取可能面積の算定に用いている 0.6 については、5ha の長方形の樹木採取区内の伐区(例えば $100\text{m} \times 500\text{m} = 5\text{ha}$)の周囲に 25mの保護樹帯を設けた場合の伐区面積と区域面積の比率(保護樹帯において、権利の存続期間中に樹木の採取ができない前提)。

- ③ 一つの区画に複数の伐区の設定が想定される場合、②の区域界に設定する保護樹帯を除くための割合として、0.6 に代えて、想定伐区の合計面積を区画の面積で除した数値を用いる。

イ 図面について

樹木採取区の区域図及び区域位置図に樹木採取区の区域界を示します。

区域図については、5,000 分の 1 の縮尺の図面(基本図)を用いることを基本とし、林小班、樹木採取区の区域及び区域の表示方法を示します。また、参考情報として区域図の下地に空中写真又は衛星画像(いずれも撮影時期を付記したもの)を添付します。

樹木採取区の区域位置図は、20,000 分の 1 の縮尺の図面を用いることを基本とし、樹木採取区の区域の位置を示します。

なお、樹木採取区の区域界と区画界が一致しない場合は、区画界についても、区域界と判別できるように表示します。

ウ 樹木採取権の存続期間等について

樹木採取権の存続期間の案について示すとともに、森林資源の状況、林道等の状況についてこれらの情報の時点とともに示します(詳細は「第 3 章 公募」(4)を参照)。

(9) 樹木採取区管理簿の作成・公表について

樹木採取区は、樹木採取権の設定後に、樹木採取権の一部取消し、一部放棄又は一部消滅により、その所在地・面積が変更されることがあります。また、樹木の採取により採取可能な樹木の量（面積）は低減し、樹木の市場価値にかかわらず、樹木採取権の潜在的な価値は低減していくこととなります。樹木採取権に抵当権を設定しようとする者や樹木採取権の移転による取得を希望する者にとっては、このような樹木採取区のその時点での状態が明らかにされていることが望ましく、さらに、権利設定料の返還額の算定に際しては、樹木採取権者によって採取された面積が明らかになっていることが必要となります。

このため、樹木採取権を設定したときには、森林管理局長は樹木採取区管理簿を整備し、毎年度の樹木の採取面積、樹木採取権の一部放棄等による樹木採取区の所在地及び面積の変更等の状況を管理し、森林管理局のホームページにおいて公表することとしています。

表 5：樹木採取区管理簿の様式例

○年○月○日時点

樹木採取権設定日	樹木採取区の名称	所在地	面積	存続期間	採取面積	備考

(10) 樹木採取権の消滅等に伴う樹木採取区の解除について

ア 樹木採取権の設定前について

法第 8 条の 7 の規定に基づく公募の前や公募の期間中に、樹木採取区の指定を解除することについては、災害の発生により樹木採取区に生育する樹木の採取が見込めなくなった場合など、特段の事由がない限り行わないこととします。

イ 樹木採取権の設定後について

樹木採取権の存続期間の満了、樹木採取権の全部取消し、全部放棄又は全部の消滅により、樹木採取権が消滅した場合には、森林管理局長は、指定の際と同様に解除の公示を行うこととなります。

ただし、樹木採取権の設定の直後に樹木採取権の全部取消し又は全部放棄が発生し、当該樹木採取権に係る登録記録が閉鎖され、当該樹木採取区の現況が樹木採取区の指定の基準を満たす場合など、当該樹木採取区について再度の公募が可能である場合においては、樹木採取区の指定を解除しない場合もあります。

第3章 公募

(1) 法の規定

(樹木採取区の指定)

第八条の六 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林資源が存在する一団の国有林野の区域であつて、当該区域の所在する地域において国有林野事業及び民有林野に係る施策を一体的に推進することにより産業の振興に寄与すると認められるものであることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものを樹木採取区として指定することができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、当該樹木採取区を表示する図面と併せてこれらを公示しなければならない。樹木採取区を変更し、又はその指定を解除するときも、同様とする。

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一 樹木採取区の所在地及び面積

二 樹木採取権の存続期間

三 権利設定料の額

四 樹木料（樹木採取区において採取される樹木の対価をいう。以下同じ。）の算定の基礎となるべき額及び算定方法

五 樹木採取権を行使する際の指針

六 第八条の十四第二項第一号の樹木の採取に関する基準

七 前各号に掲げるもののほか、次条第一項の規定による申請をするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

(2) 省令の規定

(樹木採取区の指定に関する公示の方法)

第二十八条の三 法第八条の六第二項の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(公募)

第二十八条の四 法第八条の七の規定による公募は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(設定の申請をするために必要な事項)

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 樹木採取区における森林の林齢その他の森林資源の状況

二 樹木採取区の全部又は一部が法令によりその樹木の伐採につき制限がある森林の区域内にあるときは、その旨及び制限の内容

三 公募を開始する日及び公募の期間

四 権利設定料の算定方法

- 五 法第八条の十第二項の規定による評価において勘案する事項
- 六 樹木採取権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項
- 七 その他必要な事項

(3) 公表する項目について

森林管理局長は、樹木採取区を指定したときは、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募します。

法第8条の7及び規則第28条の5において定められている公募時に公表する事項を整理すると、表6の●のとおりです。公募において公表する事項については、民間事業者が経営判断を行うために重要な情報であるため、その検討に資するようできる限り具体的に記載します。

その他必要な事項については、公募の条件に係る事項や樹木採取権に基づく事業を行うことの判断に必要な事項を記載することとし、当該公募への参加資格要件、樹木採取権者が締結することとなる実施契約、運用協定及び造林事業請負契約の契約書の案、造林事業請負契約に係る仕様書、法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する事業を開始しなければならない期間、林道等の状況、申請方法等に関する事項、その他樹木採取区に係る特記事項等についてできる限り具体的に記載します。

これらの項目とその内容について、森林管理局長は公募要項を作成し、公募の際に公表します。公募要項においては、申請書の様式、その提出方法、公募に係る質問及びその回答方法、公募に係る資料の取扱いその他各種の留意事項等の情報についても示します。

表6：樹木採取区の指定、公募時等に森林管理局長が公表する事項

項目	指定に係る 公告縦覧時	指定に係る公示 時	公募時
樹木採取区の名称、所在地及び面積	○	● (名称については◎)	● (名称については◎)
図面	○	●	◎
樹木採取権の存続期間（指定に係る公告縦覧時及び公示時にあっては本樹木採取区において設定することが見込まれる樹木採取権の存続期間の案）	○ (x年程度)	○ (x年程度)	● (設定日からx年間)
権利設定料の額等			◎ (権利設定料の額及び算定方法については●)
樹木料の算定の基礎となるべき額及び算定方法（算定の基礎となるべき額を算定			◎ (樹木料の算定の基礎となるべき額及び算定方法につ

した林分の収穫調査の結果を含む)等			いては●)
樹木採取権を行使する際の指針			●
法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準等			◎ (法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準については●)
森林資源の状況	○	○	●
樹木の伐採制限がある旨及びその内容			●
公募を開始する日及び公募の期間			●
評価一覧表(法第8条の10第2項の規定による評価において勘案する事項)			●
樹木採取権実施契約書(案)			●
その他必要な事項			●
参加資格要件			◎
樹木採取権実施契約の終了の日(契約書(案)とともに示す)			◎
運用協定(案)			◎
法第8条の13第1項に基づき指定する「事業を開始しなければならない期間」			◎
造林事業請負契約(案)等			◎
林道等の状況	○	○	◎
申請書の作成並びに申請方法その他申請に当たって必要な事項			◎
樹木採取権設定までに要する期間の見込			◎
その他特記事項			◎

注:「●」は法令により公表するとされた事項、「◎」は通知により公表する事項、「○」は通知により案を公表する事項

(4) 公表する項目の具体的な内容について

ア 樹木採取区の名称、所在地及び面積

公示した樹木採取区の名称、所在地及び面積を記載します(詳細は「第2章 樹木

採取区の指定・公示」を参照)。

イ 図面

樹木採取区の区域は、図面をもって公示されているため、公募においても公示した図面と同一のものを使用します。

ウ 樹木採取権の存続期間

樹木採取権の設定の日からの存続期間を示します。また、具体的な樹木採取権の設定の日については、樹木採取権設定の通知により確定する旨を明記します。

(記載例)

樹木採取権の設定の日から○年○月○日間

注：具体的な樹木採取権の設定の日については、樹木採取権の設定の通知により確定

エ 権利設定料の額等

権利設定料の額、権利設定料の算定の基礎となる面積である採取可能面積及び権利設定料の算定方法並びに樹木採取権が設定された際の権利設定料の納付期限について示します。

権利設定料は、林分内容の不確実性を織り込んで、樹木採取区的面積に一定割合を乗じること等により算出される採取可能面積を基に算定を行います(具体的な採取可能面積の算定方法については、「第2章 樹木採取区の指定・公示」(8)アを参照)。

なお、採取可能面積は、権利設定料の算定、採取の基準における樹木の採取面積の上限等の算定に用いるための見込みの面積であり、実際に樹木採取権が行使された結果として、樹木採取権者が樹木を採取した面積の合計とは、保護樹帯の設定方法の違いがあること等により、異なる値となる性格のものであるため、公募時にはその旨も明示します。

(記載例)

・権利設定料の額 ○○万円

・採取可能面積 ○○ha

注：採取可能面積は、権利設定料の算定、法第8条の14第2項第1号の樹木の採取に関する基準における樹木の採取面積の上限等の算定に用いるための見込みの面積であり、実際に樹木採取権が行使された結果として、樹木採取権者が樹木を採取した面積の合計とは、保護樹帯の設定方法の違いがあること等により、異なる値となる性格のものである。

・権利設定料の算定方法

別紙○のとおり。

・納付期限 樹木採取権の設定の日から30日以内

オ 樹木料の算定の基礎となるべき額及び算定方法並びに樹木料の算定方法

算定の基礎となるべき額(以下「基礎額」という。)及びその算定方法(基礎額を算定した林分(以下「基礎額算定林分」という。)の収穫調査の結果を含む。)並びに樹木料の算定方法について示します(詳細は「第15章 樹木料及び樹木の採取」を参照)。なお、基礎額については、総額及び基礎額算定林分ごとの額で示しますが、参考としてそれぞれの単価も示します。

(記載例)

・基礎額

総額 ○○○○千円 (○○円/m³)

基礎額算定林分ごとの額(立木の価格):林分A ○○○○千円(○○円/m³)
林分B ○○○○千円(○○円/m³)

- ・基礎額の算定方法(基礎額算定林分の収穫調査の結果を含む)
別紙○のとおり。
- ・樹木料の算定方法
別紙○のとおり。

カ 樹木採取権を行使する際の指針

樹木採取権を行使する際の指針(以下「行使の指針」という。)は、樹木採取権設定後に樹木採取権者が行う事業の内容に係る主要な規範となるものであり、採取に係る森林の公益的機能の維持増進に関する事項、木材の安定的な取引関係の確立に関する事項(詳細は「第14章 木材の安定的な取引関係の確立」を参照)、地域産業の振興の寄与に関する事項、経営改善に関する事項その他適切かつ効率的な国有林野の管理経営上必要な事項等について、森林管理局長がその内容を公募時に示します。

森林管理局長は、樹木採取区の指定の趣旨に鑑み、

- ① 国有林野の管理経営に関する基本計画及び地域管理経営計画のほか関連する計画
- ② 樹木採取区の特性
- ③ 申請者の提出する事業の基本的な方針その他の申請書の内容が樹木採取権を行使する際の指針に適合することが参加資格要件となること
- ④ 行使の指針に沿って作成された申請書の内容が樹木採取権者を選定するに当たっての評価の対象となること

等を踏まえ、行使の指針を作成します。

キ 採取の基準等

実施契約の内容に含まれる法第8条の14第1項第1号の施業の計画(以下「施業計画」という。)が適合しなければならない採取の基準及び地域管理経営計画の内容を示します(詳細は「第12章 施業計画等」を参照)。

ク 森林資源の状況

森林調査簿データ、図面、空中写真又は衛星画像、伐採方法等の情報をこれらの情報の時点とともに示します(図面には森林調査簿データ等の情報を付加します)。なお、森林調査簿データについては、主要な樹種ごとに齢級別面積をとりまとめた概要と個々の林小班についてのリストを併せて示します。

ケ 樹木の伐採制限がある旨及びその内容

森林法に基づく保安林、自然公園法に基づく特別地域など、法令等に基づき立木の伐採、路網開設等に伴う土地の形質変更などの行為について制限のある区域について、その箇所、制限の内容及び図面等の情報を、これらの情報の時点とともに示します。区域ごとの樹木採取区の面積の合計も示します。

(記載例)

図面 別紙○のとおり

制限区域内の採取区面積

○○保安林 ○ha

○○県立自然公園 特別地域 ○ha

注: ○年○月○日時点の森林調査簿による。

コ 公募を開始する日及び公募の期間

公募を開始する日及び公募の期間を示します。

(記載例)

公募期間 ○年○月○日から○年○月○日

注：公募期間の最終日まで、申請書が森林管理局長に到達するよう提出すること。

サ 法第8条の10第2項の規定による評価において勘案する事項

事業者選定に用いる評価項目及び評価点について、評価一覧表として示します（詳細は「第5章 審査・評価・選定」を参照）。

シ 実施契約に定めようとする事項（実施契約（案））及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項並びに実施契約の終了の日

樹木採取権の設定後に締結する実施契約の案を示すとともに、地域管理経営計画の計画期間と整合させた実施契約の終了の日について示します。なお、当該実施契約の案には、実施契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項が含まれます。

(記載例)

別紙○のとおり。

実施契約の終了の日は、○年○月○日、○年○月○日、樹木採取権の存続期間の末日とする。

ス 参加資格要件

参加資格要件は、法第8条の10第1項第4号「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと」の規定に鑑み、当該樹木採取区において樹木採取権の設定を受ける者として必要な要件等を定めるものです。

具体的には、以下の（ア）から（ク）の事項を定めるほか、当該樹木採取区の特性等を踏まえて、森林管理局長が適切な要件を設定します。なお、樹木採取権者が、樹木採取権の設定後に参加資格要件に該当しなくなった場合、森林管理局長は樹木採取権を取り消すことがあります。

（ア）個人または法人であること。

（イ）樹木採取権者に選定された際には、樹木採取権の設定後、できうる限り速やかに（原則として樹木採取権の設定の日）、セの運用協定（案）に示した内容で運用協定を締結する旨の誓約書を提出する者であること。

（ウ）樹木採取権が設定された際には、シの実施契約（案）に示した内容で実施契約を締結する旨の誓約書を提出する者であること。

（エ）「実施契約を締結せずに樹木を採取しない」旨の誓約書を提出する者であること。

（オ）事業の基本的な方針その他の申請書の内容が、樹木採取権を行使する際の指針の内容に適合すること。また、申請書の内容に則して事業を行うことの誓約書を提出するものであること。

（カ）樹木採取権を設定する者の審査結果の公表及び樹木採取権の設定の際の樹木採取権者名等の公表、樹木採取区管理簿その他の樹木の採取実績等の公表に同意する旨の誓約書を提出すること。

（キ）森林管理局の造林事業請負契約の入札において共通して課している要件に適合すること（間伐のみの樹木採取区の場合は不要。具体的な要件は、それぞれの公募において明記。）。

（ク）公募期間の末日が、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売、製品販売に関して受けた指名停止の期間に当たる者でないこと。

セ 運用協定（案）

樹木採取権の設定に際して締結する運用協定の案を示します。

ソ 法第8条の13第1項に基づき森林管理局長が指定する「事業を開始しなければならない期間」

法第8条の13第1項に基づく「事業を開始しなければならない期間」を示します。また、同期間は樹木採取権の設定時に森林管理局長が指定して通知することを示します（詳細は「第6章 樹木採取権の設定」を参照）。

（記載例）

法第8条の13第1項に基づき指定する「事業を開始しなければならない期間」は、樹木採取権の設定の際には、樹木採取権の設定の日から1年間、樹木採取権の移転がなされた際には、移転の許可の日から1年間、実施契約が満了した際には、実施契約の満了の日から1年間（ただし、樹木採取権の一般承継がなされた場合において、法第8条の18第2項の通知がなされたときは除く。）とし、この旨、樹木採取権の設定時に指定して通知する。

タ 造林事業請負契約（案）及び同契約における条件等

実施契約に基づき締結する造林事業請負契約の案、仕様書、標準的な作業条件（地拵・植栽に係る刈払・筋置、苗の種類、植栽本数等の条件）を示します。また、林野庁長官が定める造林事業請負予定価格積算要領及び同種事業の入札実績について貸与資料として提供します。

チ 林道等の状況

事業に使用することが想定される林道等の現況について、情報の時点とともに示します。林道等の現況については、林道台帳その他の情報に基づき示し、現時点において通行不能な林道等については、その旨明記します。

ツ 申請書の作成並びに申請方法その他申請に当たって必要な事項

申請書の様式、申請書の作成方法、添付書類について樹木採取権設定申請書作成要領として示すとともに、公募に当たっての説明会の日時、公募に係る質問及び回答の方法、申請書の提出先、提出方法等についても示します。

テ 樹木採取権設定までに要する期間の見込み

申請書の提出期限から樹木採取権の設定までに要する期間の見込みを記載します。

（記載例）

申請書の提出期限から、樹木採取権の設定までに要する期間は、〇月から〇月程度を見込んでいるが、都道府県知事協議の結果等により変わりうる。

ト その他特記事項

（ア）樹木採取区の近接地に民有地や分取造林地など国以外に権利を有する者が存在する林地や立木がある場合、当該事項について示します。

（イ）樹木採取区に山菜採取を対象とした普通共用林野、簡易上水道水源など樹木の採取に当たって調整や第三者が行う事業を受忍する必要性が生じ得る場合、当該事項について示します。

（ウ）樹木採取区内外に恒常的な国有林野の利用等がある場合、当該事項について示します。なお、事業を実施するに当たって調整が必要なものについては、当該事項が国有林野外に係るものであっても示すこととします。

（エ）積雪地等において、権利設定直後に収穫調査の実施が困難であること等により、樹木を採取するまでに一定期間を要する場合は、その旨を示します。また、基礎額

算定林分など既に収穫調査を完了し、速やかに採取が可能な箇所についても示します（詳細は「第 15 章 樹木料及び樹木の採取」を参照）。

（記載例）

- ・ 隣接して分収造林地、貸付地等（用途：○○）がある。
 - ・ 樹木採取区内に登山道がある。
 - ・ 樹木採取区が普通共用林野である。
 - ・ 樹木採取区の下流に簡易上水道の水源がある。
 - ・ 樹木採取区の下流に養魚場がある。
- ※ 詳細は別紙○の特記事項一覧、別紙○の図面のとおり。

第4章 申請

(1) 法の規定

(公募)

第八条の七 農林水産大臣は、前条第一項の規定による指定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。

一～四 (略)

五 樹木採取権を行使する際の指針

六・七 (略)

(設定の申請)

第八条の八 第八条の六第一項の規定により指定された樹木採取区において樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、農林水産大臣にその旨を申請しなければならない。

2 前項の規定による申請をしようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

(申請書)

第八条の九 前条第二項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針

二 樹木採取区の所在地

三 氏名又は名称及び住所

四 経営管理（森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下同じ。）を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実にを行うに足りる経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの

五 第八条の七の規定により公表された樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（以下「申請額」という。）

六 木材利用事業者等（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する木材利用事業者等をいう。以下同じ。）及び木材製品利用事業者等（同項に規定する木材製品利用事業者等をいう。以下同じ。）との取引関係、同項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの

七 前各号に掲げるもののほか、事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの

2 前条第二項の者が木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項の認定（木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等と共同して作成した事業計画（同項に規定する事業計画をいう。以下この項において同じ。）に係るものに限る。）

を受けた者である場合であつて、当該認定に係る事業計画（同条第三項第二号ロの森林の区域に前条第一項の規定による申請に係る樹木採取区が含まれるものに限る。）の写しを提出したときは、前項の規定にかかわらず、同項第六号に掲げる事項の記載を省略することができる。

（２）省令の規定

（申請の手續）

第三条 前二条の法人以外の法人が森林管理局長又は森林管理署長に対してする申請その他の行為は、次に掲げる書類を添えてしなければならない。ただし、森林管理局長又は森林管理署長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

一 定款

二 当該申請その他の行為が当該法人の議決機関の議決を要する事項に係るものにあつてはその議決書の謄本

（設定の申請をするために必要な事項）

第二十八条の五 法第八条の七第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一～四 （略）

五 法第八条の十第二項の規定による評価において勘案する事項

六・七 （略）

（設定の申請）

第二十八条の六 法第八条の八第二項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

（経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項）

第二十八条の七 法第八条の九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 経営管理の状況

二 資産及び収支その他の経理の状況

（木材の安定的な取引関係の確立に関する事項）

第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称

二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域

四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

（樹木採取権者の選定に関し必要となる事項）

第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- 二 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- 三 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- 四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(3) 申請書の記載事項について

申請書の記載事項については、法第8条の9並びに規則第28条の5及び第28条の7から第28条の9までに規定されており、具体的には以下のアからチとなります。

- ア 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針
- イ 樹木採取区の名称・所在地
- ウ 氏名又は名称及び住所
- エ 経営管理の状況
- オ 資産及び収支その他の経理の状況
- カ 申請額
- キ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係に関する事項
- ク 木安法第4条第1項に規定する木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）に関する事項
- ケ 木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓に関する事項
- コ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称
- サ 木材利用事業者等の事業所であって木安法第4条第1項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地
- シ 木材製品利用事業者等の事業所であって木安法第4条第1項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域
- ス 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
- セ 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- ソ 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- タ 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- チ 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(4) 申請書作成要領について

申請書については、法第8条の11の欠格事由に該当するか否かの判断、法第8条の10第1項の審査、法第8条の10第2項の評価に必要な事項が網羅されていなければなりません。このため、森林管理局長は、公募ごとに公募要項において、申請書の作成並びに申請方法その他申請に当たって必要な事項を記載した樹木採取権設定申請書作成要

領を定め、具体的な申請様式、記載要領、添付書類を明らかにすることとしています。
樹木採取権申請書作成要領の構成については別紙を参照してください。

(5) 申請手続について

樹木採取権の設定を受けることを希望する者は、樹木採取権設定申請書作成要領に定められた申請書様式に必要事項を記載し、必要な書類等（規則第3条で定める定款等を含む。）を添付して、公募要項に定められた期日までに各森林管理局長に提出する必要があります。電子申請を行うことも可能です（国の準備が整い次第）。

森林管理局長は、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条のとおり、書類に不備があれば書類の更正や追加提出等を求めることができます。また、いわゆる記入漏れ、申請書において添付することとされている書類の添付漏れなどの書類不備の更正等が提出期限までに間に合わなかった場合は、当該申請書は形式不備により却下されることとなるため、申請をしようとする者は十分な時間的余裕を持って申請書を作成し、提出する必要があります。

樹木採取権設定申請書作成要領の構成

樹木採取権設定申請書作成要領には、以下の内容を含むものとし、その申請様式、記載要領、添付書類を明らかにするものとする。

1. 申請書の構成とその内容

審査・選定に関して法令に定められた事項に対応する申請様式、各申請様式に記載すべき内容、添付書類について記載する。

- (1) 樹木採取区の所在地、申請者の氏名又は名称及び住所（法第8条の9第1項第2号及び第3号関係）
- (2) 樹木採取区における樹木の採取及び木材の安定的な取引関係の確立に関する方針その他の事業の基本的な方針（法第8条の9第1項第1号関係）
 - ・ 樹木採取区における樹木の採取に関する方針
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する方針
 - ・ その他（林業経営の向上、人材の育成・確保等の取組・工夫等）
- (3) 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有することを明らかにするために必要な事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第4号並びに規則第28条の9第1項第2号及び第3号関係）
 - ・ 生産性の向上又は素材生産量の増加
 - ・ 造林・保育の省力化・低コスト化等の取組
 - ・ 直近の事業年度における経理状況
 - ・ その他、「森林経営管理法の運用について」（平成30年12月21日付け30林整計第713号林野庁長官通知）の別紙で定められている事項等
- (4) 樹木料の算定の基礎となるべき額を勘案して提示する樹木料の算定の基礎となる額（法第8条の9第1項第5号関係）
 - ・ 樹木料の算定の基礎となるべき額（A）
 - ・ 申請額（B）
 - ・ 割増率（ B/A ）
- (5) 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との取引関係、木材生産流通改善施設の所在地、種類及び規模（当該木材生産流通改善施設を整備しようとする場合に限る。）並びに木材の用途の拡大その他の木材の需要の開拓その他これらの者との連携による木材の安定的な取引関係の確立に関する事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第6号関係）
 - ・ 申請者等の経営状況等
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業の内容及び実施期間
 - ・ 木材の安定的な取引関係の確立に関する事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法
 - ・ 木材の安定供給の確立の確保に関する取組の全体概念図
- (6) 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項（法第8条の9第1項第7号関係（規則第28条の9第1号に係るもの））
 - ・ 雇用の増大（新規雇用の計画と実績）
 - ・ 作業員の地元雇用（地元雇用者の割合）
 - ・ 本店、支店又は営業所の所在の有無
 - ・ 民有林との連携の有無（当該地域の民有林における施業の実施状況等）
 - ・ 災害協定等の有無
- (7) その他の樹木採取権者の選定に関し必要となる事項として農林水産省令で定めるもの（法第8条の9第1項第7号関係（規則第28条の9第3号及び第4号に係るもの（(3)に係るものを除く）））
 - ア 雇用管理の改善に関する事項
 - ・ 作業員の雇用形態
 - ・ ワークライフバランス等の推進

イ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に必要な事項

- ・ 樹木採取区における採取後の植栽に寄与する施業上の工夫（苗木の調達、一貫作業による再造林の工夫等）
- ・ その他事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫
- ・ 過去の事業における不誠実な行為（第8条の21に基づく指示を受けた実績等）
- ・ 参加資格要件に関する誓約書

2. 留意事項

申請書の作成、提出に当たっての留意事項を記載する。

第5章 審査・評価・選定

(1) 法の規定

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

- 一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。
- 二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。
- 三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(欠格事由)

第八条の十一 次の各号のいずれかに該当する者は、第八条の七の規定による公募に応じることができない。

- 一 この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十七条第一項の規定により第十条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から二年を経過しない者
- 三 第八条の二十二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
- 四 十分な社会的信用を有していない者
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

- 2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。
- 4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。
- 5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(2) 省令の規定

(公募)

第二十八条の四 法第八条の七の規定による公募は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(設定の申請)

第二十八条の六 法第八条の八第二項の申請書には、当該申請書に記載された事項（法第八条の九第一項第二号に掲げるものを除く。）を証する書類を添付しなければならない。

(経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有することを明らかにするために必要な事項)

第二十八条の七 法第八条の九第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 経営管理の状況
- 二 資産及び収支その他の経理の状況

(木材の安定的な取引関係の確立に関する事項)

第二十八条の八 法第八条の九第一項第六号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等の氏名又は名称
- 二 木材利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）第四条第一項に規定する森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地
- 三 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材の安定供給の確保に関する特別措置法第四条第一項に規定する木材製品の引取りを行うものの所在地又は同項に規定する木材製品利用事業を行う区域
- 四 事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

(樹木採取権者の選定に関し必要となる事項)

第二十八条の九 法第八条の九第一項第七号の農林水産省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 事業の実施による雇用の増大その他の樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与に関する事項
- 二 経営規模の拡大、生産方式の合理化その他の林業経営の改善に関する事項
- 三 労働環境の改善その他の雇用管理の改善に関する事項
- 四 採取跡地における植栽の実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に関する事項

(審査)

第二十八条の十 森林管理局長は、法第八条の八第二項の申請書を受理したときは、その申請に係る第二十八条の五第三号の公募の期間の終了後遅滞なく、法第八条の十第二項の規定による選定をしなければならない。

2 森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは、法第八条の十第二項の選定ができないと認めるときは、追加の書類を求めて選定を行うことができる。

(評価事項)

第二十八条の十一 法第八条の十第二項の農林水産省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 第二十八条の九第二号及び第三号に掲げる事項
- 二 採取跡地における植栽の効率的な実施その他の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度

(設定に関する通知)

第二十八条の十二 法第八条の十二第一項の設定をする旨の通知は、法第八条の七第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(3) 選定プロセスについて

公募の期間が終了した後、森林管理局長は、遅滞なく法第8条の10第2項の規定による選定（以下「選定」という。）を行うこととなります。

森林管理局長は、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは選定ができないと認めるときは、追加の書類を求めて選定を行うことができます。この追加の書類の提出については、10日程度の提出期限を定めることとなります。

森林管理局長は、選定プロセスの公平及び公正を期するために、森林管理局内に委員会を設けて選定を行います。また、選定を円滑に行うため、森林管理局長は、申請者から提出された書類の形式不備の確認、追加書類の提出の要求等を速やかに行います。

(4) 審査について

ア 欠格事由について

森林管理局長は、樹木採取権の設定の申請があった場合、審査を行う前に、申請者の法第8条の11の欠格事由該当性の判断を行います。欠格事由該当性の具体的な判断基準については、国有林野の管理経営に関する法律に基づく樹木採取権の設定等に係る農林水産大臣の処分についての審査基準等の標準例について（令和2年〇年〇月〇日付け〇〇〇号林野庁長官通知）を参考に森林管理局長が定める審査基準等通知（以下「審査基準等通知」という。）によります。

法第8条の11の欠格事由は以下の①から⑤となります。

- ① この法律又は森林法に規定する罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ② 法第17条第1項の規定により法第10条に規定する分収造林契約を解除され、その解除の日から2年を経過しない者
- ③ 法第8条の22第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により樹木採取権を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者
- ④ 十分な社会的信用を有していない者
- ⑤ 法人であって、その業務を行う役員のうち①から④のいずれかに該当する者があるもの

イ 審査について

森林管理局長は、申請者が欠格事由に該当していなければ、遅滞なく、申請者が法第8条の10第1項の基準に適合しているかどうかを審査することとなります。それぞれの基準への適合の具体的な判断基準は審査基準等通知によります。なお、審査基準等通知に定められているとおり、公募ごとに森林管理局長が定める参加資格要件を満たすか否かについては、以下の④の基準への適合性として審査されることとなります。

法第8条の10第1項の審査基準は以下の①から④となります。

- ① 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足る経理的基礎を有すると認められること
- ② 申請額が、森林管理局長が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること
- ③ 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること
- ④ 国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと

(5) 評価・選定について

評価方法等については、審査基準等通知によります。

樹木採取権の設定を受ける者の選定は、審査基準等通知に定められているとおり、法第8条の11の欠格事由に該当せず、法第8条の10第1項の審査の基準に適合している申請者について

て、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度及び規則第 28 条の 11 に掲げる事項を具体化したものとして森林管理局長が公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点に従って評価した、価格点、加算点及び減点の点数の合計（以下「評価点」という。）により行うこととなります。

具体的には、審査基準等通知に定められているとおり、評価点の最も高い者を樹木採取権の設定を受ける者として選定します。ただし、評価点の最も高い者が 2 者以上ある場合には、評価点の最も高い者のうち、以下に掲げる者を樹木採取権の設定を受ける者として選定することとなります。

- ① 申請額に係る価格点が高い者
- ② 申請額に係る価格点と同点である場合には、事業の実施体制に係る加算点が高い者
- ③ 申請額に係る価格点及び事業の実施体制に係る加算点と同点である場合には、地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る加算点が高い者
- ④ 申請額に係る価格点、事業の実施体制に係る加算点及び地域における産業の振興に対する寄与の程度に係る加算点と同点である場合には、森林管理局長が公募時に示すその他の評価項目の順^{*}で当該評価項目の加算点が高い者

※ 原則として規則に規定する順とします。

(6) 公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点について

公募時に示す評価項目並びに評価基準及び配点については、評価一覧表として定められます。評価一覧表の評価項目は、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度、林業経営の改善、雇用管理の改善、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に対する寄与の程度となります。

評価一覧表については、林野庁長官が標準例を定め、森林管理局長は、この標準例に必要な応じて地域の実情に合わせた項目を加え、各森林管理局における評価一覧表の標準例を定め、これに基づき、樹木採取区ごとの評価一覧表を定めます。なお、林野庁長官が定めた標準例の項目については必須とし、評価基準及び配点は変えないこととしています（評価一覧表の例については別紙を参照）。

評価一覧表（例）

	評価項目	評価基準	配点
価格点	【申請額】		100点
	樹木料の申請額	申請者のうち最高額を提示した者の申請額を基準に価格点を評価する。	
加算点	【国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保】		25点
	事業の基本的な方針		
	施業の方法	施業の方法（路網開設やその維持を含む）が、国が定めた採取の基準及び地域管理経営計画に即したものとなっているかどうか、地域の地形、地質、降水量等を踏まえた配慮事項が提示されているかについて評価する。	
	自然環境への配慮	自然環境への配慮（地域の自然環境特性等を踏まえ、作業時の周辺環境の保全や開設した路網の維持管理について具体的方法、対境関係上の配慮事項が提示されているか）に関する工夫について評価する	
	安全対策	作業時の安全確保に関する具体的取組について評価する。	
	木材の安定的な取引関係の確立に関する方針	連携する川中・川下事業者が行う、樹木採取区に由来する木材を用いて行う新規需要開拓の内容について、既存の国産材需要に悪影響を与えないという観点から評価する。	
	適切かつ効率的な管理経営に資する工夫	採取後の植栽に寄与する施業上の提案、事業を実施する際の国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保についての工夫（自主的な林道の草刈等）について評価する。	
	【事業の実施体制】		20点
	企業の信頼性		
	同種事業の実績（過去3年間）	発注先別の同種事業の実績状況について評価する。	
労働災害の発生頻度（過去3年間）	休業4日以上労働災害の有無について評価する。		
技術者等の能力			
技術者の事業経験（過去5年間）	農林水産省、国（他機関）、都道府県又は市町村が発注した素材生産事業を元請で事業実施した現場代理人の（実）人数について評価する。		
技術者等の保有資格	事業実行等に必要な資格について、複数の資格を有している人数について評価する。		
その他の実施体制			
木材の安定取引の状況	現時点における取扱量に対する協定に基づく取引の割合について評価する。		
クリーンウッド法における登録木材関連事業者等	申請者もしくは取引のある川中事業者がクリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者か、合法木材の登録事業者であれば評価する。		
【地域における産業の振興に対する寄与の程度】		31点	
雇用の増大	新規雇用の計画、実績について評価する。		

	作業員の地元雇用	事業に従事する作業員が地域内に居住しているか評価する。	
	本店、支店又は営業所の所在の有無	当該樹木採取区所在地域内における営業所等の所在の有無について評価する。	
	木材の地元利用	樹木採取区に由来する木材が当該樹木採取区所在地域内の連携する川中事業者に供給されることを評価する。	
	民有林との連携	樹木採取区のある地域の民有林において森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けているか、施業を実施したかなどについて評価する。	
	災害協定等の締結	国や都道府県等と協定を締結した実績について評価する。	
	防災活動に関する表彰	国や都道府県等からの防災活動に関する表彰の実績について評価する。	
	国土緑化活動に対する取組	植林活動等の取組実績について評価する。	
	ボランティア活動の実績	防災に資するボランティア活動の実績について評価する。	
	【林業経営の改善に関する事項】		13点
	生産性の向上	効率的な作業システム、工程管理の工夫等を行うなど生産性の向上に向けた取組について評価する。	
	生産量の増加	素材生産量を積極的に増加する目標を有しているかについて評価する。	
	技術の向上	現場従事者等の技術向上を目的として技術指導、研修会・講習会の開催・参加、「緑の雇用」事業の活用、資格取得への支援等について評価する。	
	【雇用管理の改善】		11点
	作業員の雇用形態	事業に従事する作業員の雇用形態について評価する。	
	労働福祉の状況	退職金共済契約の締結について評価する。	
	ワーク・ライフ・バランス等の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業について評価する。	
減点	【国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保】		-30点
	過去の事業における不誠実な行為	過去5年間に、国から国有林野の管理経営に関する法律第8条の21に基づく指示を受けたものの改善が見られなかったこと、若しくは指示を受けたこと等により樹木採取権を取り消されたことについて評価する。	
		過去2年間に、樹木採取権消滅後の評価の結果、当初の申請書に記載した事項が実施されなかったと認められる旨の通知を受けたことについて評価する。	
		過去2年間に、システム販売の直近の協定において改善を指導したものの十分な対応をせず、意図した結果にならなかったことについて評価する。	
		過去2年間に、国有林野事業の造林請負、生産請負、立木販売、製品販売に関して指名停止の処分を受けたことについて評価する。	

第6章 樹木採取権の設定

(1) 法の規定

(樹木採取権の設定)

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。

2 前項の樹木には、樹木採取権に基づき樹木が採取された後に当該採取跡地に植栽（人工下種を含む。以下同じ。）された樹木を含まないものとする。

3 農林水産大臣は、樹木採取権の設定に際し、当該設定を受けた者（以下「樹木採取権者」という。）から権利設定料を徴収するものとする。

(選定)

第八条の十 農林水産大臣は、農林水産省令で定めるところにより、第八条の八第一項の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力及び経営管理を確実に行うに足りる経理的基礎を有すると認められること。

二 申請額が農林水産大臣が樹木採取区ごとに定める樹木料の算定の基礎となるべき額以上であること。

三 木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実に認められること。

四 前三号に掲げるもののほか、国有林野の適切かつ効率的な管理経営の実施の確保に支障を及ぼすおそれがあるものでないこと。

2 農林水産大臣は、前項の規定により審査した結果、申請者が同項各号に掲げる基準に適合していると認められるときは、申請額、事業の実施体制、樹木採取区の所在する地域における産業の振興に対する寄与の程度その他農林水産省令で定める事項を勘案して、その適合していると認められた全ての申請者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者を選定するものとする。

(樹木採取権の設定を受ける者の決定等)

第八条の十二 農林水産大臣は、第八条の十第二項の規定により選定した者に対し、その申請に係る樹木採取権の設定をするものとする。

2 農林水産大臣は、前項の設定をしようとするときは、関係都道府県知事に協議しなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の設定をし、又は当該設定をしないことの決定をしたときは、遅滞なく、同項の樹木採取権に係る全ての申請者に対し、その旨の通知をするものとする。

4 農林水産大臣は、第一項の設定を受けた者に対し、その申請に係る権利設定料について、納付期限を定めて、その納付を命ずるものとする。

5 前項の権利設定料の納付方法は、政令で定める。

(2) 省令の規定

(設定に関する通知)

第二十八条の十二 法第八条の十二第一項の設定をする旨の通知は、法第八条の七第一号及び第二号に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

(3) 都道府県知事への協議について

森林管理局長は、申請者のうち欠格事由に該当せず、審査基準に適合した者の申請書について評価し、樹木採取権の設定を受ける者(以下「樹木採取権設定候補者」という。)を選定し、樹木採取区の所在する都道府県の知事に協議を行います。

この協議は同意付き協議ではありませんが、森林管理局長は、都道府県知事の意見を踏まえ、最終的に樹木採取権の設定又は設定しないことの決定を行います。

当該協議において、樹木採取権設定候補者に樹木採取権を設定することが不相当であると認められる事由がなければ、森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権を設定することとなります。当該協議において、樹木採取権設定に対する要望事項等が示されていた場合、森林管理局長は、樹木採取権設定後に、対応が可能な範囲で当該要望事項等を踏まえた運用を行うこととなります。

なお、当該協議の結果を踏まえ、森林管理局長が樹木採取権の設定をしないことの決定を行った場合で、引き続き当該樹木採取区において樹木採取権を設定しようとする際は、森林管理局長は再度の公募を行うこととなります。

(4) 選定結果の連絡について

樹木採取権者は、樹木採取権の設定の日から 30 日以内に権利設定料を納付しなければなりません。このため、樹木採取権者が権利設定料の支払いに必要な資金の調達に要する期間等を考慮し、森林管理局長は、(3)の協議後、樹木採取権の設定の通知に先んじて、樹木採取権設定候補者に対して、樹木採取権設定候補者に選定されたこと及び一定期間後(おおむね1か月以内)に樹木採取権を設定する予定であることを内容とする選定結果の連絡を行うこととなります。

(5) 樹木採取権の設定の通知について

選定結果の連絡の後に、森林管理局長は、樹木採取権設定候補者に対して樹木採取権の設定の通知を、それ以外の者に対して樹木採取権の設定をしないことの決定をしたことの通知を、同日付で行います。

樹木採取権の設定の通知は、

- ① 樹木採取権の内容を定めるものであること
 - ② 第三者への対抗要件となる樹木採取権の登録に必要な事項が網羅されていなければならないこと
 - ③ 権利設定料の徴収という国の債権の発生原因となるものであること
- から、森林管理局長は、当該通知において樹木採取区の名称、所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、樹木採取権者の氏名又は名称及び住所、法第8条の13第1項の事業を開始しなければならない期間並びに権利設定料の額及び納付期限(30日以内)を定め